

2020改革

～これまでの取組成果～

「しごと改革」、「見える化改革」、「仕組み改革」の3つの改革からなる「2020改革」について、これまでの取組成果をまとめました。

■取組成果の取りまとめ期間
2017年4月1日～2020年3月31日

令和2（2020）年7月17日 公表
東 京 都

事項

取組の概要

〈改革の方向性〉

- 公文書管理の透明性・公平性、業務の効率化を図るため、電子決定率を段階的に引き上げる。

〈これまでの取組成果〉

電子決定率

	2017年度	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021～2025年度
目標	-	30%	60%	80%	最終目標100%
実績	13.2%（取組前）	38.2%	65.0%	-	-

1. 業務改革・改善（都庁BPRの推進）

(1) はんこレス

- 総起案件数の過半数を占める課長決定事案の電子決定の徹底（2018年度）
- 電子決定徹底の対象範囲を局長・部長の決定事案及び契約・支出関係事案にも拡大（2019年度）
- 書面決定の適用範囲の厳格化に向けた文書管理規則等の見直し※（2019年度）
※書面決定できる理由を規則上明文化するとともに、運用通知による周知

〈今後の方向性〉

- 2019年度末に改正した文書管理規則等に則った運用の徹底
- 各局、各所属における電子決定率向上の阻害要因を詳細に把握・分析し、個別的な対応策を検討、改善の実施

〈改革の方向性〉

- 紙資料をベースとした働き方から、ICTを活用した効率的で生産性の高い働き方への転換、定着を図る。

〈これまでの取組成果〉

- 2018年度～2020年度までの3年間における目標設定・実績 ※本庁各部が対象

コピー用紙使用量（2016年度比）

	2018年度末	2019年度末	2020年度末
目標	▲10%	▲15%	▲30%
実績	▲11%	▲17%	-

ペーパーレス会議実施率

	2018年度末	2019年度末	2020年度末
目標	-	60%	90%
実績	48%	67%	-

(2) ペーパーレス

- 2018年度の削減目標未達局、使用枚数が多い部等について業務分析に基づく取組等を設定（2019年度）
- 幹部説明（局長、ライン部長レク等）の原則ペーパーレス化（2019年度）
- ICT環境の充実（本庁全職員の新TAIMS端末の導入、本庁舎無線LAN整備）など（2019年度第4四半期）

〈今後の方向性〉

- ペーパーレス会議の実施促進（共用会議室等へのディスプレイ設置）
- 幹部説明の原則ペーパーレス化の徹底
- ICT環境の充実（事業所への新TAIMS端末導入）

事項

取組の概要

(3)キャッシュレス

〈改革の方向性〉

- 都民サービスの向上とともに、現金紛失等のリスクの軽減や現金取扱い事務の効率化を図る。

〈これまでの取組成果〉

	支出	収入
目標	2020年度に原則キャッシュレス化を目標に推進	2019年度までに利用者が多い主要施設のキャッシュレス決済導入の完了を目標に取組みを推進
実績	- 資金前渡におけるブランドデビットカード試行を実施（2018年度～） - 全ての旅費がキャッシュレスで支出可能（2019年度）	- 動物園や水族園等主要施設へのキャッシュレス決済の順次導入 - QRコード決済の実証実験開始（恩賜上野動物園2019年11月～）

〈今後の方向性〉

- キャッシュレス対応施設の更なる拡大
- 行政手続のオンライン化に合わせた手数料のキャッシュレス化

(4)総務事務改革

〈改革の方向性〉

- 各局・部・課に重層的に存在する総務関係事務の集約処理化やICT技術の活用によって効率化を図る。

〈これまでの取組成果〉

- 旅費事務などの総務事務に関し、システム化、簡素化、集約化など事務の効率化について具体的に検討（2017年度～）
- 総務事務を集中的に処理する組織として、総務事務センターの詳細設計（2018年度～2019年度）

〈今後の方向性〉

- 総務事務センター開設に向けた設置準備（2020年度）、2020年度末に開設予定

(5)デジタルしごと改革

〈改革の方向性〉

- 都の行政サービスにおけるデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップの原則の具体化に向けて、行政手続や補助金等、各局等の事業系のバックオフィス領域における業務のデジタル化の取組として拡大していく。（2019年度より）

〈これまでの取組成果〉

- RPAの導入（20局）、ワンスオンリー検証・モデル事業（窓口手続等10局、補助金3局）（2019年度）
- 都のいくつかの補助金で、jGrants（国の補助金申請システム。申請や結果通知がオンラインで可能）の検証に参加（2019年度）
- コスト削減の手法を整理した「行政手続コスト削減ガイド」を策定（2019年度）

〈今後の方向性〉

- ワンスオンリーの拡大に向けた事業者等から提出された書類を共有する仕組みの検討
- jGrantsの本格活用を見据えた規則改正等の課題について検討を進めるとともに、先行して活用が可能な政策連携団体等の補助事業において、実際の申請・結果通知等の手続をjGrants経由で行う検証を実施（2020年度）
- 各局へのRPAやAIの導入支援

〈改革の方向性〉

- ・ 突発業務や業務の繁閑に応じた柔軟な人員配置（係制廃止による課内での柔軟な差配、任期付職員の活用、前倒し採用※）や、病気休職や育児短時間勤務等により一時的に不足する執行体制を確保するための人材派遣の活用などにより、機動的な人員配置に向けた重層的な取組を実施していく。

※4月採用予定者の採用時期を前倒しして、前年度の11月以降に採用する取組

2. 執行体制の充実

〈これまでの取組成果〉

- ・ 年度途中の柔軟な採用を実施
任期付職員の7月採用（2017年度実績 34名、2018年度実績 38名、2019年度実績 18名）
前倒しによる新規採用者の配置（2017年度実績 35名、2018年度実績 34名、2019年度実績 50名）
- ・ 人材派遣の積極的な活用

〈今後の方向性〉

- ・ 機動的な人員配置により限られた人員を効果的に活用

〈改革の方向性〉

- ・ テレワークやペーパーレスなどの推進により、職員の柔軟な働き方を実現するとともに、都庁の生産性向上を図るため、ネットワーク環境の整備やT A I M S 端末の更新など、必要なI C T 基盤を整備する。

3. ICTの整備・活用

〈これまでの取組成果〉

- ・ ペーパーレス会議システムの導入（2017年度）
- ・ TAIMSメールアプリの導入（本庁・出先の管理職）（2018年度）
- ・ ICT環境の充実（本庁舎全職員の新TAIMS端末の導入、本庁舎無線LAN整備）など（2019年度第4四半期）

〈今後の方向性〉

- ・ ICT環境の更なる整備・活用促進（出先事業所の現行端末のリース終了に伴う、新TAIMS端末導入等）

〈改革の方向性〉

- 限られた職員の育成のための人事交流から、組織全体の活性化を促進するための人事交流へと目的を転換し、職員の国際力や専門力の向上、組織的なネットワークの構築等を図るため、若手をはじめ多くの職員に派遣機会を付与するとともに、外部人材を積極的に受け入れるなど、国内外の人事交流を大幅に拡大する。

〈これまでの取組成果〉

目標

	目標（2017年度比）
国内外の他団体	2020年度までに20名増 ⇒ 最終目標：75名増
民間・外国人材の 都庁組織への受入	2020年度までに35名増 ⇒ 最終目標：50名増

実績

	2017年度	2018年度	2019年度
民間派遣	16名	15名	15名
民間受入	37名	36名	43名
海外留学・赴任	25名	39名	33名
海外受入	5名	2名	5名

- 人事交流の全庁的方針「東京都人事交流指針」を策定(2018年7月)し、各局で交流計画を作成
- 都へ派遣を希望する企業を公募する仕組みを導入(2018年10月)
- 海外との交流は、研修先を選択できる制度やCIR(国際交流員)の受入を実施
- 2019年度は国際競争力強化プロジェクトで474名を海外に派遣

〈今後の方向性〉

- 民間交流は、規模の拡大とともに、幅広い業種と交流促進
- 職員派遣は、派遣後に派遣先で得た知見等を有効活用

〈改革の方向性〉

- 受講時の時間的・場所的な制約を軽減し、個々のニーズに合った研修を提供するなど研修受講環境を改善していく。

〈これまでの取組成果〉

- 研修所内にサテライトオフィスを設置(2018年7月)
- 中央研修の一部を多摩地域で開催（研修会場の分散化）（2018年度）
- 各職場のニーズを踏まえ、資格取得支援メニューを見直し（2018年度）
- 研修担当者・職員向けに各局等の研修スペース及び中央研修資料の共有化（2019年度）

〈今後の方向性〉

- 職員の業務能力向上や自己啓発を促すため、職員が自発的・積極的に研修を受講できる環境を一層充実

4. 人材育成・能力開発の充実

(1) 人事交流の拡充

(2) 研修受講環境の改善

5. 人事制度の改革

(1) テレワークの拡大

〈改革の方向性〉

- ICTを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方・テレワークを実現していく。

〈これまでの取組成果〉

- 30職場において、在宅勤務型テレワークの試行開始（2017年4月）
- 全局等にモデル職場を拡大（2018年4月）
- 都庁テレワーク・デイズの実施（約1,650人）、常設サテライトオフィス（2カ所）の開設（2018年7月）
- 都庁テレワーク・デイズ2019を実施（約14,900人が実施 2019年7～9月）

〈今後の方向性〉

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、積極的にテレワークを推進
- 東京2020大会期間中の交通渋滞緩和への貢献の観点から取組を促進し、大会後もテレワークを都庁の標準的なワークスタイルとして、柔軟な働き方を可能にする

(2) フレックスタイム制・変形労働時間制の導入

〈改革の方向性〉

- 柔軟で多様な働き方を可能とするフレックスタイム制・変形労働時間制を導入していく。

〈これまでの取組成果〉

- フレックスタイム制を本庁職場に本格導入（2018年4月）
2018年度実績（4月～8月）：延べ737人 2019年度実績（4月～8月）：延べ3,371人
- 「1年単位の変形労働時間制」について、国に対する法改正等の提案要求を継続的に実施

〈今後の方向性〉

- 職員一人ひとりの仕事や家庭等の事情に対応できる、柔軟で多様な働き方を一層充実
- 時代に対応できる新しい働き方を継続的に追及

(3) 超過勤務の削減・長時間労働の是正

〈改革の方向性〉

- 超過勤務の縮減や長時間労働の是正及び休暇の取得促進により、「残業ゼロ」の職場づくりを実現していく。

〈これまでの取組成果〉

- 本庁1人当たり月平均超過勤務時間
2015年度: 23.5h 2016年度: 22.7h 2017年度: 22.4h 2018年度: 23.8h 2019年度: 26.2h
- 本庁の長時間労働面接対象者数（月平均）
2015年度: 77.0人 2016年度: 94.5人 2017年度: 83.1人 2018年度: 83.8人
- 超過勤務命令の上限時間の設定、勤務間インターバル・7日以上の連続勤務の禁止を本格導入（2019年4月）

〈今後の方向性〉

- 超勤実績の見える化や縮減に向けた好事例の共有等により、各局等が自局の働き方を俯瞰できるようサポート
- 職員の超勤時間の適切な管理、年休の取得促進等により、長時間労働を未然に防止し、健康確保に配慮した勤務環境を構築

(4) 育児関連休暇制度等の拡充

【女性活躍推進】

〈改革の方向性〉

- ・ 育児関連の休暇制度等を拡充していく。

〈これまでの取組成果〉

- ・ 男性の育休取得率15%(2019年度到達目標)
- ・ 男性の育休取得率
2015年度：7.4% 2016年度：6.5% 2017年度：9.3% 2018年度：14.6%
※ 〈育児休業取得率＝新たに取得した者(当該年度以前に取得可能となった者を含む)／当該年度中に取得可能となった者〉
- ・ 子どもの看護休暇及び育児参加休暇の見直し（対象年齢の拡大）を実施(2018年1月)
- ・ 時間休の5日取得上限を撤廃(2018年4月)

〈今後の方向性〉

- ・ 柔軟な働き方や育休・育児関連休暇等の取得促進等を通じ、仕事と育児の両立支援を推進
- ・ 職場・上司の理解促進に向けた意識啓発、気運醸成

〈改革の方向性〉

- ・ 管理職選考において、職員のライフスタイルに合わせた受験機会の拡充を実施していく。

〈これまでの取組成果〉

- ・ 管理職に占める女性職員の割合[行政系] について目標設定
20%(2020年度)→25%(2025年度)
- ・ 行政系管理職における女性割合
2015年：18.5% 2016年：19.3% 2017年：19.6% 2018年：19.8% 2019年：20.0%
- ・ 育児休業中等であっても管理職選考の全部受験（論文・口頭試問等）を可能とする制度改正を実施（2019年度）
- ・ 管理職等を相談窓口とするキャリア・メンター制度を一部局で試行（2018年度：5局、2019年度：7局）

〈今後の方向性〉

- ・ 女性職員の一層の活躍推進に資する研修の実施
- ・ キャリア・メンター制度について、試行状況等を踏まえ今後の展開を検討

(5) 昇任選考制度の柔軟な運用

【女性活躍推進】

6. 意識改革
組織・風土
改革

(1) 新しい働き方の
確立に向けた行
動指針策定

〈改革の方向性〉

- ・ 超過勤務の縮減、ライフ・ワーク・バランスの一層の実現を目指す観点で、職員の日々の業務における行動指針を策定していく。

〈これまでの取組成果〉

- ・ 全管理職による「イクボス宣言」の実施（2016年9月）
- ・ 知事をはじめ幹部職員による「都庁働き方改革宣言」を実施(2017年11月)
- ・ 新しい働き方（ワークスタイル）の確立に向け、「超勤縮減及びライフ・ワーク・バランス実現に向けた行動指針」を施行(2018年4月)

〈今後の方向性〉

- ・ 行動指針の理解浸透に向けた職員周知等を実施

(2) 360度フィード
バックの導入

〈改革の方向性〉

- ・ 効率的な仕事の進め方や残業ゼロに向けた組織風土改革を推進するため「360度フィードバック(マネジメント・レビュー)」を実施していく。

〈これまでの取組成果〉

- ・ 本庁の課長級職員を対象に制度を導入(2017年度～)
2017年度実績 対象者：945人 回答件数：11,044件
2018年度実績 対象者：987人 回答件数：10,994件
2019年度実績 対象者：1,012人 回答件数：10,181件
- ・ 回答内容をもとに、上司である部長級からフィードバックを行い、具体的な指導・助言をすることで、課長級職員の行動改善を促進

〈今後の方向性〉

- ・ 2017年度以降の実施状況を踏まえ、出先事業所への導入や部長級への対象拡大を検討

見える化改革

ユニット 番号	事業ユニット名	ユニット 番号	事業ユニット名	ユニット 番号	事業ユニット名	ユニット 番号	事業ユニット名
4	都民安全の推進	27	建築指導	44	病院事業	59	会計管理事務
8	人権啓発	28	住宅施策	45	中小企業支援	60	学校運営・支援
9	区市町村	29	都営住宅建設・管理	46	観光産業の振興	61	社会教育・生涯学習
10	防災・災害応急対策	30	土地区画整理・市街地再開発	47	農林水産業対策	62	救急活動
11	公立大学法人 首都大学東京	31	省エネルギー・温暖化対策	48	雇用就業対策	63	消防
16	都有施設建築・保全	32	環境改善	49	既設市場の運営・整備	64	バス、都電、 日暮里・舎人ライナー
17	税務行政	33	自然環境の保全・利用	50	道路・街路整備事業	65	地下鉄
19	男女平等参画	34	資源環境・廃棄物対策	51	道路管理事業	66	発電
20	消費生活対策	35	子供・家庭施策	52	河川事業	67	水道
21	文化施設	36	高齢者施策	53	公園・霊園事業	68	工業用水道
22	私立学校振興	37	障害者施策	54	臨海地域開発	69	下水道事業
23	共助・共生社会づくり	38	生活福祉施策	55	東京港整備・管理	70	職員の採用試験・選考
24	スポーツ振興	—	保健・医療施策	56	海岸保全施設	71	監査
25	防災まちづくり	41	健康安全施策	57	島しょ等港湾・漁港・空港・海岸		
26	交通政策	43	福祉人材の養成・確保	58	視察船事業		

都民安全の推進【4】

* 「青少年・治安対策」から名称変更

- 子供の安全対策として、子供の危険予測・回避能力向上を図るため、指導者の育成や家庭における教育を推進
- 高齢者の交通安全意識を高めるため、高齢者の特性を踏まえた更なる普及啓発を実施
- 再犯防止推進法の施行や、国の再犯防止推進計画を踏まえた対策
- 青少年を性被害等から守るため、新たな規制を含む東京都青少年健全育成条例の改正や更なる普及啓発

①子供の安全対策

- 子供に対し防犯教育ができる人材を育成する講座の開催や小学校低学年の児童及びその保護者を対象とした普及啓発を実施(2018年度～)
- 地域の防犯ボランティアの裾野を拡大するため、新たな「地域の見守りの眼」の担い手として市民ランナー等による見守り活動を推進(2018年度～)

②高齢者の交通安全対策

- 高齢者の交通安全意識を高めるため、「高齢ドライバー交通安全セミナー」や「免許返納者等高齢者向け自転車安全利用講習会」を開催(2018年度～)
- 高齢運転者による交通事故を一件でも減らすため、緊急対策として、安全運転支援装置の購入・設置に対する補助制度を開始(2019年7月)。加えて、高齢ドライバーやその家族を対象とした、運転免許に関する休日家族相談会を実施(2019年11月)

③再犯の防止等の推進

- 「東京都再犯防止推進計画」(2019年7月)を策定し、民間団体や区市町村、国の関係機関等と、再犯防止に向けた課題への対応等について包括的に協議するため再犯防止推進協議会を設置(2020年1月)

④有害情報等からの保護

- 青少年を「自撮り被害」などの性被害等から守るため、罰則規定を盛り込んだ東京都青少年健全育成条例を改正(2018年2月施行)
- ネットやスマホのトラブル相談窓口「こたエール」のフリーダイヤル化(2018年度)やLINE相談を開始(2019年度)し、青少年が相談しやすい環境を整備

人権啓発【8】

- ①新しい人権課題(性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消)への理解を深めるための啓発の取組を推進する。
- ②子育て世代や新社会人を中心とした20代・30代に焦点を当て、啓発の取組を重点的に推進する。
- ③人権プラザのPR強化やアウトリーチ型の啓発を充実させることにより、人権プラザの認知度を高め、プラザの利用者・利用団体の増加を図り、都民の人権課題への理解・関心を高める。

①新たな人権課題への対応

- 性自認及び性的指向に関する啓発、教育等の推進を図るため、基本計画を2019年12月に策定し、必要な取組を実施
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け、人権尊重条例に基づき、必要な取組を実施

②若年層への普及啓発強化

- Jリーグやプロ野球と連携し、試合会場における人権啓発映像の放映及び人権啓発冊子の配布、人権相談先の試合プログラムへの掲出などの人権啓発活動を2019年度も引き続き実施

③人権プラザの機能強化

- 「読む人権 じんけんのほん」等の企画展示や著名人メッセージパネル展を、2019年度も引き続き都や区市町村、学校、企業の行事等で実施
- 小中学校の児童・生徒を対象に、障害者スポーツ体験をはじめとした体験型ワークショップを出張先の学校でオーダーメイドで実施

区市町村
【9】

- 分析によって浮き彫りになったエリアにおける課題の解決に資する、全国・都内の取組事例を紹介することで、行政サービスの持続可能な提供を確保するための検討の一助とする。

- 区市町村が抱える課題解決に向け、要望のあった区市町村と勉強会等の場を設置

防災・
災害応急
対策
【10】

- 自助・共助の推進に向け、ターゲットを絞った都民への普及啓発を行うとともに、地域防災活動を支える団体への支援や、その団体の核となる多様な防災リーダーの育成を推進
- 【都民の意識向上】東京都防災アプリの充実、東京くらし防災の活用促進
- 【地域防災活動活性化】子育て世代に対するセミナーの実施
- 【リーダー育成】防災市民組織リーダー育成研修会や女性防災人材育成事業の充実・強化

「東京都防災アプリ」

- 2019年度に風水害に備えた水害リスクマップをアプリに搭載し、情報のワンストップ化を図った。

「東京くらし防災」

- 2019年度に幼い子を持つ親向けに「とうきょうぼうさいえほん」を作成し、都内の産院・保育所・幼稚園等へ配布

「東京都防災模試」

- 2020年度、防災知識の習熟度の確認を行う「東京都防災模試」を実施

「子育て世代に対するセミナー」

- 2019年度から「パパママ東京ぼうさい出前教室」を開始し、61グループへ派遣

「防災市民組織リーダー研修」

- 2018年度に求められる地域防災リーダー像の明確化等を盛り込んだカリキュラムを再構築し、2019年度までに研修を計7回実施し、防災市民組織リーダーを延べ322人育成

「女性の防災人材育成」

- 2019年度までに「防災ウーマンセミナー」を7回実施し、延べ671人育成。「防災コーディネーター研修」を4回実施し、延べ201人育成
- 若年層の防災力向上を図るため、今後、実施規模の拡大及び大学における実施を検討

公立大学 法人 首都大学 東京 【11】

- 2020年4月より東京都公立大学法人に名称変更

- ①情報発信
 - 都政や都民生活への貢献のPRや優秀な学生の獲得に繋げていくため、各校の認知度を高めるとともに、ブランディング戦略や都との更なる連携などについて検討していく。
- ②国際化
 - 世界に開かれた国際都市を目指す都が設置する高等教育機関として、国際感覚豊かな人材の育成に向け、各校の特色に合わせた実効性のある取組を展開していく。
- ③シニア層の学習ニーズへの対応
 - 都の政策課題である、高齢者が生きがいをもって活躍できる東京の実現に貢献していくため、各校において、シニア層の様々な学びのニーズにトータルで応えるための環境を整備していく。

都有施設 建築・保全 【16】

- 都民が安心して公共施設を利用できる体制の構築に向け、次の取組を実施
- ①整備
 - 財務局が基本計画段階から関与する仕組みを構築し、主体的に事業局の施設整備を支援することで、改築工事を円滑に進めていく。
- ②保全
 - 事業局が原則2023年度までに保全計画を作成するよう支援する。保全業務支援システムの利用を教育庁・東京消防庁・警視庁に広げる。電子化されていない図面を5年程度で電子化する。
- ③区市町村の営繕
 - 都の持つ技術ノウハウを生かし、希望する区市町村へ職員の研修や計画策定の技術支援を実施していく。

- ①情報発信
 - 都立の大学であることを都民に分かりやすく発信し、教育研究成果を都民及び都政に還元していくという大学の存在意義を、これまで以上に明確にしていくことを目的に、2020年度から大学及び法人の名称を変更することを決定
 - 研究シーズ集の作成を進めるなど、都との連携を一層強化し、その実績を積極的に発信することで、都立の高等教育機関としての存在感の向上を図る取組を推進
- ②国際化
 - 学生の海外派遣について、卒業や単位習得に不安を感じる学生が多いため、2019年3月から留学を想定した履修モデルを作成し留学に興味のある学生が早期に学修計画を立て、留学にチャレンジできるよう支援
 - 留学経験等をまとめたロールモデル集を作成することで、これまで十分な情報が得られなかった学生にも、留学の有用性等を周知
- ③シニア層の学習ニーズへの対応
 - 2019年度に、50歳以上のシニアを対象とした新たな「学び」と「交流」の場としてTMUプレミアム・カレッジを開講（入学者53名）
 - 2年目のプログラムとして、2020年4月に専攻科を設置し、多様な学びのニーズに応える環境の整備を推進

- ①整備
 - 2019年度は、基本計画段階から各局に関与する仕組みの構築に着手し、規模が大きい学校や条件が厳しい病院・庁舎の改築計画等について、技術協力による積極的な支援を実施
- ②保全
 - 2019年度は、建物の標準的な改修時期を確認できるシートを作成・配布し、各局の長期保全計画策定に向けて支援
 - 2019年度は、教育庁が保全業務支援システムを利用するための条件整理、環境整備を実施
 - 2019年度は委託を活用し、5局・22事業所に紙ベースで保管されている設計図や建築確認申請書類等の電子化を試行実施した。電子化された図面等を保全業務支援システムへ保存し、各局が電子化を推進するように試行の結果を各局に展開
- ③区市町村の営繕
 - 2019年10月、東京都市町村職員研修所が例年実施している、積算、監督、維持保全、応急危険度、安全対策、工事成績評定の研修講師として講義をし、技術支援を実施

税務行政 【17】

- ・ 委託による事務の効率化を図りつつ、将来的にはＩＣＴを活用した効率化を進めることで、納税者の利便性を高めていく。
- ・ 納税者からの意見・要望等を全て把握し、的確に反映させる仕組みを構築することで、更なる納税者サービスの向上へつなげていく。

- ①所内総合窓口の設置（2019年度：1所）
 - ・ 2019年度から1所開設し、6月に来庁者アンケートによる効果測定を実施。接遇面・施設面で90%以上が向上があったと回答
 - ・ 都税事務所窓口のあり方に関する中長期計画を策定する予定
- ②証明書（郵送分）発行業務の集約化
 - ・ 2019年度から文京都税事務所に都税証明郵送受付センターを開設し、ＨＰでの案内やポスターの掲示など、様々な広報媒体を活用した周知を実施した結果、各都税事務所への郵送証明申請が大幅に減少（△90.8%）
- ③納税者の声を記録・活用する仕組みづくり
 - ・ 記録、集約した納税者からの声のうち、大量・定型的な問合せ内容を分析し、ＨＰへのFAQ（約700件の質問を「ＡＩチャットボット」などに反映）の掲載や、電話交換業務集中センターでの簡易な問合せ対応の試行実施項目に活用
- ④ＡＩによる自動応答機能（ＡＩチャットボット）
 - ・ 夜間・休日の税務に関する問い合わせにも対応できるよう2019年度中にシステム構築を行い、2020年度にサービス開始
- ⑤電話対応のコールセンター化・FAQの電話対応への活用
 - ・ 電話交換業務集中センターにおける問合せ対応の試行実施

男女平等参画 【19】

- ①男女平等参画施策の総合的な推進
 - ・ 「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関する提案等を実施。また、「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討
- ②女性の活躍推進
 - ・ 未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む。
- ③配偶者等暴力対策
 - ・ 区市町村に対して配偶者暴力相談支援センター整備の効果を啓発するとともに、担当者向け講座の充実等を検討。また、民間支援団体の活動に対する助成について、助成額の上乗せなど支援の充実を検討

- ①男女平等参画施策の総合的な推進
 - ・ 「女性も男性も輝くTOKYO会議」を開催し、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関して意見交換
 - ・ 男女平等参画の現状や最新情報・施策をわかりやすく広報するため、小冊子を新たに作成
- ②女性の活躍推進
 - ・ 男性の家事・育児参画に向けた気運醸成において、2018年11月にウェブサイト「パパズ・スタイル」の開設等、社会全体の意識改革に向けた取組を実施
 - ・ 東京都女性活躍推進大賞の実施方法を見直し、より発信力の高い事業を展開
- ③配偶者等暴力対策
 - ・ 配偶者等暴力の早期発見・早期相談につなげる効果的な啓発において、パンフレットやカードなどの啓発資料の効果的な周知方法について、被害経験者の声を調査した結果を分析
 - ・ 配偶者等暴力相談体制の充実は、被害者が相談しやすい環境整備について、2020年度、5言語による外国語相談及びSNSを活用した相談を試行予定

消費生活 対策 【20】

①情報の収集・分析

- 「情報収集の充実」の観点から、国の動向なども注視しながら、相談方法の多様化について検討。また、不適正な取引行為や不当表示を行う事業者に関する情報について、都民がより通報しやすい環境を整備

②情報発信

- 「情報発信の強化」の観点から、タイムリーかつわかりやすい情報発信。「情報伝達の工夫」の観点から、対象となる消費者に応じた広報媒体の選択、情報発信の時期、伝達手法を工夫

①情報の収集・分析

- 2018年7月から聴覚障害者向けメール相談を開始し、24回の利用実績
- 2019年度から開始した、ICT活用によるタブレット等を介した遠隔手話通訳で7回、多摩消費生活センター来所者等に対する緊急対応で1回の利用実績
- 2018年9月に都民からの直接通報制度である「悪質事業者通報サイト」をリニューアルし、新たに不当表示の通報受付を開始するとともに、デザインを一新

②情報発信

- 2018年7月から民法の成年年齢引下げを見据え、若者の消費者被害を防止するため、「東京くらしWEB」上に若者向けのページを作成し、話題のテーマやタイムリーに若者に伝えたい情報を各分野の専門家がわかりやすく解説
- 2018年10月から持続可能な社会の形成に向け、「東京くらしWEB」上にエシカル消費を紹介するページを作成し、エシカル消費の理念を広く都民へ普及啓発
- 2019年7月から若者など消費生活情報に関心のない層にも情報発信を図るため、インターネット広告や、若者参加型事業を実施

文化施設 【21】

- 今後強化すべき事業展開の方向性を「文化の継承と新たな創造」「国内外との連携強化」「社会的課題解決に貢献」「多様性の尊重」「次世代の育成」の5つにまとめた。
- さらに、財務、人事、事業期間の面から課題を整理
- ①財務：財団の支援策の検討や財団に自主的な財源確保を促す必要
- ②人事：専門人材の確保や人事制度の自由度を高める方策が必要
- ③事業期間：長期間安定的に事業が実施できる環境が必要。
- 文化施設の運営方法は、全国的に見ても、指定管理者制度と地方独立行政法人制度に大別される。都において、運営形態のあり方について、今年度中に方向性を明らかにする。

- 2018年9月から東京芸術文化評議会の元に「都立文化施設の運営の検討に係るワーキングチーム」（ワーキングチーム）を設けるなどして、都立文化施設の次期運営形態並びに、事業面等の今後の方向性等について検討
- 運営形態は、2021年度以降の運営が円滑に行われるよう、指定管理の選定手続きに向けた必要な手続を2020年度までに進める。
- 「都立文化施設の運営」について、都が進める文化政策の推進のためのコアという観点から、必要な要件を整理
- 2018年8月から館内の施設管理・来館者サービス等の管理運営について、指定管理者評価に施設サービスに関する専門委員を新設し、評価を実施
- 事業面では、運営上の課題の一つである「収蔵機能の確保」について、2019年度に必要な調査を実施
- 財務面は、新たな事業展開に必要な財源を確保するため、指定管理、自主事業、補助事業を再整理し、都費の拡充の可能性も含め、財団への支援策を検討するとともに、財団による自主的な財源確保の取組を促す。
- 人事面は、ワーキングチームの議論等も踏まえながら、専門性の高い人材を確保するため、人事給与制度や人員配置に関する財団の自由度を高める方策について検討を深めていく。

私立学校 振興 【22】

- ①学校助成
 - ・ 都民の理解や共感を得られるよう、学校助成の仕組みや必要性・妥当性を分かりやすく説明していく。
- ②保護者負担軽減助成
 - ・ 国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。

共助・ 共生社会 づくり 【23】

- 【共助社会づくり】
 - ・ ①企業・大学等への重点的なアプローチ
 - ・ ②東京ボランティア・市民活動センターとの連携と機動的な推進体制の検討
 - ・ ③ボランティア文化のレガシー化の推進
- 【多文化共生社会づくり】
 - ・ ①在住外国人支援事業の拡充
 - ・ ②都内区市町村・国際交流協会等のネットワーク強化
 - ・ ③都国際交流委員会の体制強化
 - ・ ④外国人おもてなし語学ボランティアの活動継続・拡大

- ①学校助成
 - ・ 東京都の私立学校振興をコンパクトに紹介する「まるわかり！東京都の私立学校振興」を2019年度に作成の上、ホームページに公開し、分かりやすい説明に努めている。
- ②保護者負担軽減助成
 - ・ 施策の見直しについて、都民の理解を得るため、丁寧な説明に努めていくとともに、今後も、国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。

【共助・共生社会づくり】

- ・ コミュニティの活性化を支援する新たな財団を2020年10月を目途に設立予定
- ・ 新財団で事業を実施するメリットとしては、地域に密着した専門人材の確保や民間団体等との継続的連携、柔軟な執行体制による機動的な事業展開といったことが考えられ、以下の事業を実施していく予定
 - ・ 共助社会づくりとしては、ボランティアレガシーネットワークシステムの運営や地域コミュニティ活性化プロジェクト
 - ・ 多文化共生社会づくりとしては、ワンストップ相談ナビと都内窓口支援、地域日本語教育の推進、通訳派遣事業、「やさしい日本語」の活用促進

【共助社会づくり】

- ・ ①ボランティア文化の定着に向け構築する新たな仕組みにおいて、企業、大学等へ働きかけていく。
- ・ ②東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）の知名度を高めるため、2018年10月下旬から、施設最寄駅のコンコース及び地下鉄・バスに車内広告を掲示し、広報を強化
- ・ ③「共助社会づくりを進めるための検討会」において、ボランティア文化の定着に向けた新たな仕組みについて検討・とりまとめ

【多文化共生社会づくり】

- ・ ①都内各窓口において単独での対応が難しい多言語相談について、2020年度に相談を適切な機関につなぐ仕組みを構築し、外国人相談を強化
- ・ ②都内の区市や地域の国際交流協会、民間支援団体からのヒアリングや多文化共生推進に係る区市調査を実施することで実情を把握すると共に、2019年度に新たに設置した「東京都・区市町村多文化共生推進連絡会議」の開催を通して情報・ノウハウの共有を図った。
- ・ ③在住外国人支援事業の拡充と合わせて様々な主体の連携の核としての国際交流委員会の役割を検討
- ・ ④外国人おもてなし語学ボランティアに対するフォローアップセミナー及び「外国人おもてなしフォーラム」の実施

改革の方向性

- ①ターゲット別アプローチの強化⇒施策を実施率向上のカギとなる層に重点化
- ②利用者ニーズを捉えた施設の魅力向上や運営の工夫⇒指定管理者とのパートナーシップ会議による都施策との連動性を確保・強化
- ③アスリートの活用促進⇒学校部活動や地域スポーツクラブとの連携強化
- ④施策の担い手の機能強化⇒監理団体の企画機能の強化や区市町村・民間等への展開力の強化などを検討

スポーツ振興 【24】

- 人事交流を通じたノウハウの蓄積や監理団体の活用を通じた事業の加速など、区のサポート体制を整備
- エリア別の進捗状況（不燃領域率）を発信するなどの積極的な情報公開
- 防災生活道路の拡幅整備や既存コミュニティに配慮した魅力的な移転先の確保による不燃化の加速
- 建物所有者等の耐震化の取組を促進

防災まちづくり 【25】

これまでの取組成果

- ①スポーツを実施する機会の創出
 - 2018年度に、「スポーツ博覧会」と「ニュースポーツEXPOin多摩」を統合し、スポーツへの関心・喚起の機会を拡大
 - 「T O K Y O ウオーク」において、ウォーキングを誰でもすぐできる気軽に楽しいスポーツとして啓発を進めるための冊子を作成、配布し、無関心層に向けてスポーツ実施のきっかけづくりを図ることで、新規参加者の拡大を図った。
- ②スポーツを実施する場の確保・活用
 - 2018年度から、パートナーシップ会議を設置し、都のスポーツ施設における利用者の声の掲載や施設の美化などについて協力を要請し、改善
 - 大学や企業等と、T O K Y O スポーツ施設スポーツターズの協定を締結し、都民が利用できるスポーツ施設を拡大（2019年度末時点14団体）
- ③多様な主体との連携
 - 2018年度に、関係団体と連携し、地域スポーツクラブの運営を担う人材の養成・研修を実施するとともに、クラブ間交流会を開催
 - 2019年度から、区市町村と連携し、子育て世代の親子や高齢者等対象のスポーツ・レクリエーション教室等に、講師の紹介・派遣、企画運営のノウハウを提供
- ④施策の担い手の機能強化
 - 都施策の現場を担うスポーツの専門家集団である政策連携団体において、外部人材の活用や職員の適正配置等によるスポーツ事業の企画・調整機能を強化、計画的な人材育成を実施

- ①不燃化の加速
 - 不燃化特区において、全戸訪問回数の上限撤廃やまちづくりコンサルタント派遣時期の拡大（2019年3月）により、建替に向けた気運を醸成
 - 魅力的な移転先整備事業の先行実施地区の足立区江北地区、関原地区は事業者のヒアリングを行い、事業者募集に向け準備
- ②事業実施体制の強化
 - （公財）東京都都市づくり公社やU R が防災生活道路の用地折衝をはじめ、マンパワー不足の区の業務をサポート（2019年度：公社5区・URは9区から受託）
- ③都民への情報発信及び事業の進捗状況の周知
 - 総務局の「東京都防災アプリ」において、避難場所等のより一層の情報の充実や検索機能の付加等を実施（2020年3月）
 - 地域別の不燃領域率等の情報を見える化
- ④特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
 - 耐震化推進条例を改正し、テナント等占有者の責務等を追加（2019年7月施行）
 - 特定緊急輸送道路の通行機能確保の観点から、耐震化率以外の新たな指標により目標を設定（2020年3月）
 - 特に倒壊の危険性が高い建築物に対する段階的改修の補助要件の緩和や占有者がいる建物所有者への補助の拡充（2020年4月）により、耐震化を更に推進
- ⑤住宅の耐震化
 - 2018年度から戸建住宅の所有者へ働きかけを行う区市町村への補助制度を新設

交通政策 【26】

- ・ 優先整備に向けた考え方を整理：エレベーターの複数ルートおよびホームドアの優先整備に向け指標を設定し、優先順位を決定するなど、優先整備の考え方を検討
- ・ 事業促進及び情報共有の場の設定：関係者による「エレベーターとホームドア情報連絡会」を定期的に開催し、鉄道事業者の整備意向や区市町村を通して駅利用者ニーズを把握し、優先整備の考え方を整理
- ・ 区市町村及び鉄道事業者の負担軽減：区市町村および鉄道事業者の負担軽減のため、国に対し「優先整備に向けた考え方」に沿った国費配分を要請するとともに、都費の効果的な投入を検討

- ・ 2019年9月、更なるホームドアの整備に向けて、駅の特性や、駅周辺における立地状況を考慮した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめた。
- ・ 優先整備の考え方を踏まえ、鉄道事業者は整備計画を策定し、順次公表していく。
- ・ 整備計画の実現を支援するため、ホームドアでは利用者十万人未満の駅や、エレベーターでは複数ルート等の整備への補助対象駅の拡大や補助上限額の引き上げを実施
- ・ 東京2020大会までに競技会場周辺駅などの主要駅においてエレベーター・ホームドアの整備を促進していく。

建築指導 【27】

- ・ ①法令等を活用した規制・誘導：総合設計許可、バリアフリー法に基づく認定等の着実な実施や運用改善等により、質の高い都市環境の形成を一層促進
- ・ ②都民サービスの向上：よくある問合せについてFAQを充実しHP等で公開するとともに、建築計画概要書の閲覧方法の改善を図る等、窓口業務を改善。また今後、建築確認手続きの電子申請などについても、国や関係機関での検討状況を踏まえつつ、将来的な課題として対応の可能性等を検討
- ・ ③人材育成・技術力の承継：関係機関との連携や人事交流等を強化し、建築行政職員の技術力を底上げ

①法令等を活用した規制・誘導

- ・ 総合設計許可 2018年度 2件 2019年度 6件
- ・ 宿泊環境を整えるため、建築物バリアフリー条例を改正し、一般客室の段差解消や出入口の幅等に最低限の基準を設けた（2019年3月）
- ・ バリアフリー認定 2018年度 新規10件 変更57件
2019年度 新規 6件 変更28件

②都民サービスの向上

- ・ 保管している紙の建築計画概要書の電子化及び閲覧方法の改善について、行政手続ワンスオンリーのモデル事業として、検討を開始（2019年8月）
- ・ 2020年度には、保管されている建築計画概要書の電子化を実施予定
- ・ 2021年度以降の閲覧手続の電子化を目指し、電子化した建築計画概要書の閲覧方法を検討

③人材育成・技術力の承継

- ・ 2019年6月、初めて建築行政に携わる職員への研修を実施し、80名が参加
- ・ 全国の特定行政庁や指定確認検査機関等で構成された日本建築行政会議のICT活用部会において、現在検証が行われている先行実施中の指定確認検査機関における実務検証や課題整理、今後普及させるための問題検証の動向を注視し、対応の可能性について検討していく。

住宅施策 【28】

- ①高齢者の居住対策：サービス付き高齢者向け住宅の世帯向け住戸の整備に対する支援の拡充を検討するとともに、多世代交流や地域貢献等に取り組む一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進
- ②マンションの老朽化対策：条例の制定を目指して、マンションの管理状況を把握する仕組みを整備すると共に、管理状況に応じた支援を実施
- ③空き家対策：区市町村の地域特性に応じた企画提案や先駆的な取組を支援し、対策の展開を促進する補助スキームの構築を検討。また、空き家を地域資源として活用し、地域の価値向上につなげるエリアリノベーションを展開する仕組みの構築を検討

都営住宅 建設・管理 【29】

- ①多世代共生の推進：若年ファミリー向けの募集を拡大するとともに、大学と連携した学生入居などを検討し、多世代共生を推進。また、宅配、共同配送と連携した見守りサービスの実施や、創出用地等を活用した生活支援施設を誘致
- ②持続的な経営：昭和50年代建設住棟や中・高層住棟が混在する団地において、効果的な建替えを推進
- ②空き区画の活用に向け、併設駐車場のコインパーキング化を拡大
- ③災害対応力の強化：団地外周道路等の無電柱化を促進

①高齢者の居住対策

- サービス付き高齢者向け住宅整備事業の夫婦世帯入居支援補助の拡充（2019年4月）
- 多世代交流や地域貢献等に資する一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、評価ポイントの見直しを実施（2019年4月）

②マンションの老朽化対策

- 管理組合の機能強化を図るため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定（2019年3月公布・2020年4月全面施行）
- 条例で定めた管理状況届出制度の2020年4月開始に向け、「東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針」（2019年10月）、「東京マンション管理・再生促進計画」（2020年3月）及び「マンション管理ガイドブック」（2020年3月）を策定

③空き家対策

- 地域の特性を踏まえた、区市町村の創意工夫を活かす企画提案型の事業を実施（2019年6月～随時交付決定）
- 地域の価値や魅力の向上に向け、特定の地域で複数の空き家を改修するエリアリノベーションを促進するため、その企画・調整等を担うまちづくりプロデューサーの業務・事業を区市町村を通じて支援する事業を実施（2019年審査会開催、採択）
- 2019年3月、「東京空き家ガイドブック」を発行し、広く都民や区市町村等に配布

①多世代共生の推進

- 2019年5月、定期使用住宅の期限延長やひとり親世帯の応募対象への追加について、住宅政策審議会答申を受領
- 2019年三定で条例を改正し、2019年9月に若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居の入居期間制限を緩和（同居する末子が18歳の年度末まで）
- 2019年11月から都民住宅の空き住戸を活用した区市町による福祉的サービスの提供開始（保育、介護及び生活相談等）
- 生活支援施設の誘致・整備に向け、八王子市長房地区まちづくりプロジェクトについて、事業用定期借地権設定契約を締結し、2019年度に複合施設建設工事に着手。複合施設を整備し、2021年春オープン予定

②持続的な経営

- 工事監理や併存店舗権利者折衝の公社等への委託拡大を検討
- 2019年8月に併設駐車場のコインパーキング設置の拡大
- 空き住戸縮減に向け世帯人数に応じて提供する住戸の広さと間取りの基準を弾力的に運用し、単身者など少人数向けの募集住戸を増やす取組を開始（2020年2月募集実施）

③災害対応力の強化

- 団地内での無電柱化について、新たに2団地（舎人六丁目、東保木間一丁目第2）を対象に検討（2019年7月～）

土地区画整理・市街地再開発 【30】

- 重要な都市基盤整備を伴う事業や複数プロジェクトの核となる事業については、広域的行政を担う都が調整・牽引
- 区画整理事業により土地を交換するという換地手法等を活用した、新たな難度の高い事業手法による重要な都市基盤整備の推進
- エリアマネジメントの導入について、計画段階からのより一層の指導・助言
- 補助制度の活用促進や事業の立ち上げに必要な情報を計画段階から区市町に提供。また、区市町への都職員の派遣や（公財）東京都都市づくり公社の一層の活用

①大規模な交通結節点の再編

- 大規模な交通結節点である新宿駅周辺地区において、都が施行者となり土地区画整理事業により、再編を推進。2020年度以降に事業計画決定予定

②換地手法等を活用した道路整備

- 外環の2上石神井地区（2018年12月街路事業に着手）、環4高輪地区（2019年7月街路事業に着手）において、換地手法等を活用した道路整備を推進

③エリアマネジメント

- 2019年9月、民間再開発施行者や区市に向けたセミナーを開催

④補助制度の活用

- 土地区画整理事業は22地区で、市街地再開発事業は42地区で国庫補助を活用

⑤（公財）都市づくり公社の活用

- 7市1町が、土地区画整理事業の施行中15地区及び開発調査地区等2地区について（公財）都市づくり公社に委託

⑥都の被災時の体制強化

- 都及び区市町村職員向けに都市復興訓練を実施。都民参加型の「震災復興シンポジウム」を開催し、普及啓発

省エネルギー・ 温暖化対策 【31】

- ①中小規模事業所対策：効果的な事業構築のための実態調査、多様な主体との連携強化、地球温暖化対策報告書制度改正を検討
- ②家庭部門：世代等別のアプローチ手法、古い家電製品の買い替えや効率的な使用を促進する施策展開を検討
- ③再エネ導入拡大：都有施設における再エネのショーケース化、再エネ利用率の段階的な引上げを検討

①中小規模事業所対策

- 2018年度から都内の地域金融機関や経済団体、経営支援団体と連携し、都の省エネ支援策の周知（補助金やグリーンリースの紹介等）を実施
- 省エネ対策サポート事業者（地球温暖化対策ビジネス事業者）を通じた省エネコンサルティングを実施することで、具体的な省エネ行動の実践を促すモデル事業を2019年度から開始
- 2020年4月の地球温暖化対策報告書制度の新たな取組（評価・公表制度）の施行に向け、指針等を改正し、改正内容を事業者に周知

②家庭部門

- チームもっていない参加団体と連携し、都民の特性・行動様式に応じた省エネに関する普及啓発を実施
- 2019年10月、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器への買替えを行った都民に対し、東京ゼロエミポイントを付与する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を開始

③再エネ導入拡大

- 都有施設における再エネ導入の見える化・ショーケース化に向け、2020年3月、東京ビッグサイトにソーラーロード、振動発電等を設置した。今後、効果検証等を行う。

環境改善 【32】

- ①VOC対策の推進：排出規制対象外の中小事業者の実態を把握し、効果的な対策や自主的な取組を促進（業界団体等にヒアリングを実施し連携策を検討、区市との連携も視野に経営面の視点も考慮して今後の取組を検討等）家庭・オフィスを対象とした普及啓発等を実施（メーカー、区市町村、業界団体とも連携を図り認知度を向上等）
- ②次世代自動車等の普及：2030年までに乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合を5割に高めるため、普及に向けた取組を加速（イニシャルコスト低減のため補助対象者拡充、充電環境の整備等）。事業者に対して、低公害・低燃費車の導入を促進（低公害・低燃費車導入義務、補助等の都制度を活用して事業者による次世代自動車等の導入を進め、メーカーの開発意欲を促進等）

自然環境の 保全・利用 【33】

- ①生態系に配慮した緑化の推進：生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かりやすく紹介（緑地の設計や管理に携わる事業者を対象に現地見学や実務的な講習会を実施、造園建設業界や設計コンサルタント業界と連携した人材育成の検討等）
- ②外来種等の防除：区市町村の取組を促進（区市町村の取組段階に応じた技術的支援、防除対策への参加の働きかけ等）。キョン防除は、土地利用や地形に応じた効果的な捕獲手法を検証し、対策に反映
- ③自然公園の利用環境整備等：関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障害者登山等のケーススタディーを実施

①VOC対策の推進

- 「大気中微小粒子状物質検討会」における検討結果を踏まえて、PM2.5・光化学オキシダントの濃度低減対策を検討するとともに、2019年度から九都県市と連携した対策を実施
- 「Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業」を通じて、2019年度から事業者や都民による自主的な取組を推進

②次世代自動車等の普及

- EV・PHVの更なる普及を図るため、2019年度から購入費補助について補助対象者をこれまでの中小企業に加え個人や大企業にも拡大するとともに補助額を拡充
- EV・PHV充電設備の更なる普及を図るため、充電器補助について、補助対象を集合住宅に加え、2019年度から事務所・工場等や商業施設・宿泊施設等に拡大
- EV・電動バイクに触れる機会の少ない島しょ地域でのZEVの認知度向上等をめざしてモニター事業を2019年度に大島において実施
- ZEVの利用機会の拡大と普及を促進するため、2019年度からレンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業を実施

①生態系に配慮した緑化の推進

- 「江戸のみどり登録緑地」を2020年3月末現在10件登録
- 先進的な取組を実施している緑地において緑地の設計や管理に携わる事業者を対象とした講習会を5回実施

②外来種等の防除

- アライグマ・ハクビシン防除について、2019年8月、防除対策未実施の自治体に所在する緑地において生息状況調査を実施した結果、18か所のうち12か所の緑地でアライグマ又はハクビシンの生息が確認された。
- 農作物獣害防止対策で捕獲を実施している市町村のうち、住宅地における防除対策が未実施の自治体（6自治体）のうち2自治体が2019年度から防除実施計画に基づき取組開始
- 伊豆大島におけるキョン防除に向け、2016年度から島内及び島外事業者による捕獲労力の投入や捕獲エリアの拡大を進め、捕獲圧を強化

③自然公園の利用環境整備等

- 障害者等の来訪支援について、2018年度にとりまとめた方針に基づき、2020年3月マニュアル（案）を作成
- 2019年度外国人への適切な情報提供のためレンジャー等への英語研修を12回実施

資源循環・ 廃棄物対策 【34】

- ①食品ロスの削減：食品ロスの削減に向けた東京方式の確立、キャンペーンの展開
- ②使い捨て型ライフスタイルの見直し：レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成、使い捨てプラスチック対策の推進、大規模イベントなどでリユースカップ利用を促進
- ③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進：都関連工事における利用促進
- ④リサイクルの推進・最終処分場の延命化：リサイクルの更なる推進、オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進、焼却灰のリサイクル促進

子供・ 家庭施策 【35】

- ①家庭的養護の推進：ターゲットを絞った普及啓発等による新たな里親の獲得、短期・一時保護等での委託による未委託家庭への委託促進、里親子への支援（チーム養育体制）による里親子を支える体制の強化
- ②施設における専門的ケアの充実：治療的・専門的ケアを行うための専門職員の充実、中高生年齢において課題を抱える児童の受入れに対する支援
- ③自立支援の充実：自立支援コーディネーターを中心とした自立支援の一層の推進、就労定着支援等を行うジョブ・トレーナーの全ホーム配置及び取組強化

- ①食品ロスの削減
 - 2019年10月～11月、事業者と連携し、ショッピングモールにおけるイベントや外食店舗等での啓発グッズの掲出など、食品ロス削減に向けた普及啓発事業（東京食品ロス0アクション）を実施
- ②使い捨て型ライフスタイルの見直し
 - 東京都廃棄物審議会に「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方」について諮問し、2019年10月に最終答申。最終答申を踏まえ、2019年12月に東京都プラスチック削減プログラムを策定
- ③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進
 - 良質な再生砕石について、2017年度からその品質に関する基準及び製造する施設に対する認証を実施
- ④リサイクルの推進・最終処分場の延命化
 - 地域環境力活性化事業の補助制度などを活用することにより、区部における更なる資源化の検討や、分別収集・リサイクルを促進するための支援を実施

- ①家庭的養護の推進
 - 2018年度から養子縁組民間あっせん機関に対する助成を開始
- ②施設における専門的ケアの充実
 - 乳児院において、2012年度から看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児の受入体制を整備
 - モデル事業を経て2017年度から治療的・専門的ケアを行うための専門職員の配置経費を補助
- ③自立支援の充実
 - 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童の就労支援及び就労定着支援を手厚く行えるようジョブ・トレーナーを2019年度から全ホームに配置

高齢者 施策 【36】

- 課題を解決するための対策をエビデンスを踏まえ検討し、「介護予防」及び「高齢者の活躍促進」施策を戦略的に展開
- ①「社会参加のきっかけ」「活動が続けられる仕組み」づくり②「社会との接点を持ち続けられる仕組み」づくりを新たな施策パッケージとして推進
- ③シニア予備群への働きかけを通じて、誰もが安心して暮らし希望を持つことのできる高齢期を迎えられるよう、中長期的に取り組んでいく。

- ①「社会参加のきっかけ」「活動が続けられる仕組み」づくり
 - 2019年7月、企業人等に地域貢献活動の魅力や活動参加の多様な選択肢を紹介し、定年前後からの社会参加を呼びかけるセミナーを開催
- ②「社会との接点を持ち続けられる仕組み」づくり
 - 2019年11月、介護予防・フレイル予防の基礎知識を分かりやすく普及啓発するため、パンフレット、動画等のツールを作成し、HPやインターネット広告等で展開
 - 2019年12月、認知症の早期診断に向けた認知機能検査を推進し、都民が認知症への早期の対応や治療を行うことを可能にする区市町村の取組を支援
- ③シニア予備群への働きかけ
 - 2020年3月、高齢期に備えた取組を進めてもらうためのシニア予備群向けの読本を作成

障害者 施策 【37】

- ①日常診療体制の強化：一般診療科向けに精神科医療の研修会を新たに実施。円滑な受診勧奨の手法等について分析
- ②精神科救急医療体制の整備：二次救急を必要とする患者をできるだけ身近な地域で受けられるよう体制を強化。ブロックごとに精神科医療の研修等を充実させるとともに、地域での受入れが困難な合併症患者を、総合診療基盤を有する都立病院等において広域で受け入れる体制整備を推進
- ③地域生活支援体制の充実：各自治体の地域移行等の取組が進むよう、先駆的な取組や好事例を普及しつつ、地域の相談支援事業所の支援力向上に向けた取組を強化させる。特に支援の必要性が高い方には、退院後支援計画を作成の上、保健所を中心とする計画的・包括的な支援を実施するなどの仕組みを構築

- ①日常診療体制の強化
 - 2018年度から26地区医師会を通じ、一般診療科向けに精神科医療の研修を新たに実施
 - 地域の実情に応じた精神科と一般診療科の連携強化に向け、具体的な連携事例等をまとめた好事例集を関係機関と共有
- ②精神科救急医療体制の整備
 - 精神科救急医療体制整備検討委員会において、精神科初期・二次救急の相談状況や精神科措置医療の通報等の状況について分析し、医療提供体制の課題等を検証（2019年度：1回開催）
- ③地域生活支援体制の充実
 - 相談支援事業所等へ専門的指導・助言等の実施や、自治体での地域移行の先駆的取組を好事例として普及するほか、高齢者福祉関係者を加えた地域生活移行支援会議を開催し、地域生活に移行するための支援体制について検討
 - 難治性精神疾患対策関係者会議（2019年度設置）を開催し、入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療を受けられるよう、地域での支援体制の構築について検討（2019年度：2回開催）
 - 措置入院者等退院後支援ガイドライン検討会を開催し、2020年1月都の実情を踏まえた「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定

生活福祉 施策 【38】

- ・ 低所得高齢者等が、都内において、個々のニーズに応じた居住環境と生活支援の体制が整備された住居や施設に入り、安心・安定した生活を送り続けることができるよう以下の取組を検討
- ・ ①「社会福祉住居施設」の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、都が「社会福祉住居施設」の届出を受理。このうち、良質な生活支援等サービスを提供する施設を「日常生活支援住居施設」として認定
- ・ ②「施設長等のスキルアップの促進」、「施設整備の促進」等の方策を検討し、良質なサービスを提供する施設を確保

保健・ 医療施策 【一】

- ・ ①がん検診受診率の向上：検診データ等の分析・見える化により、区市町村における取組を促進
- ・ ②がん医療提供体制の整備：ＩＣＴを活用した地域医療連携ネットワークの構築、都民への地域医療情報提供内容の充実、診断されたときからのがんリハビリテーション提供体制の検討 等
- ・ ③がんと共生のための医療・支援体制：小児・ＡＹＡ世代患者の支援の充実に向けた、小児と成人の診療科との連携体制の構築、働きながら治療を受けるための相談支援体制、職場や自宅の近くで治療可能な医療提供体制の整備、高齢がん患者の支援の充実に向けた地域の連携体制の整備等
- ・ ④緩和ケア医療提供体制の充実：病院内の緩和ケアチームと他の部門等との連携強化、患者への十分な情報提供、円滑な在宅緩和ケアへの移行に向けた医療機関間の患者情報の共有化、地域の医療従事者等の人材育成

①居住環境の改善

- ・ 2019年8月、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めた厚生労働省令第34号を公布
- ・ 2019年12月、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する都条例を制定（2020年4月施行）。都条例に定める基準を遵守するよう、事業者に対する指導・監督を実施

②利用者の高齢化・利用の長期化への対応

- ・ 国の動向も踏まえ、無料低額宿泊所へのハード面（防火安全対策）についての支援策を検討

③支援サービスの質の確保

- ・ 無料低額宿泊所の施設長や従事者のスキル向上を図るため、都の研修の充実を図ることを検討

①がん検診受診率の向上

- ・ 2020年3月、区市町村によるがん検診の実施体制を把握する指標である「技術・体制指標」を新たに公表
- ・ 2019年度から検診や精密検査の受診率向上及び精度管理の向上に向け、区市町村向け連絡会の開催や個別訪問による技術的支援を充実

②がん医療提供体制の整備

- ・ 2017年度から地域医療構想推進事業において、都内全域を対象とした地域医療連携ＩＣＴネットワークの構築に向けた取組を支援
- ・ 拠点病院等から地域の医療機関へ移行する回復期相当の患者を受け入れる病院において、緩和ケアを提供しながら地域移行を促進するモデル事業を2020年度から実施

③がんと共生のための医療・支援体制、④緩和ケア医療提供体制の充実

- ・ 東京都がん対策推進協議会のもとに設置した、ＡＹＡ世代がん、就労支援及び緩和ケアに関するWGにおいて、2018年度に実施した実態調査の結果を踏まえた患者支援のあり方等について検討を進めている。

健康安全 施策 【41】

- ①適正飼養の啓発と徹底：事業者と連携した飼い主への啓発、東京都版「動物の学校」の実施（飼い主が学ぶ機会の提供、地域で啓発を担う人材育成）、専門機関を交えた多頭飼育問題の検討 等
- ②致死処分の減少を目指した取組の推進：地域における対策の定着・促進、譲渡活動の連携・協働の拡大、飼い主支援情報の提供拡大 等
- ③動物取扱業の監視指導：苦情要因分析・自主管理の促進、業態の多様化に対応した指導、効率的・機動的監視指導 等
- ④動物に関わる危機管理：動物由来感染症の実態把握・情報提供、飼い主への災害対策の啓発・区市町村の対策支援 等

福祉人材の 養成・確保 【43】

- 中小事業者への支援強化、区市町村を通じた支援、組織体制の強化など、これまでの分析から明らかになった課題について検討し対策を講じる。
- 中期的な視点に立った対策が必要な課題に対しては、東京都社会福祉協議会、東京都福祉保健財団や東京都福祉人材対策推進機構を活用して実態を把握・検証し、その結果を踏まえて改善していく。
- 今回の分析結果を踏まえ、障害部門・保育部門も同様に見直しを進めていく。

①適正飼養の啓発と徹底

- 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発として、ペットショップでの対面販売時における終生飼養の重要性の説明、購入者の署名等による確認を求める取組についての事業者説明と周知を2019年度から開始

- 2018年6月、東京都動物情報サイトに「飼い主支援ページ」を開設し、飼養に役立つ情報を提供

②致死処分の減少を目指した取組の推進

- 2019年6月、飼い主のいない猫対策緊急促進事業を実施した自治体の取組内容を他自治体担当者に情報提供

- 2018年度から負傷動物の譲渡時における保護用具等の提供を開始

③動物取扱業の監視指導

- 2019年6月の法改正に伴い、動物取扱業の遵守基準が具体的に定められた（2021年6月施行予定）。今後、国の動向を見据えながら、業態の多様化に対応した自主管理点検票の作成等効果的・効率的な監視指導方法について検討していく。

④動物に関わる危機管理

- 2019年11月、狂犬病想定訓練を実施し、体制の実効性を検証

- 2018年度から人事制度改善等支援事業を新たに開始し、訪問介護事業所を運営する事業者等へのアウトリーチ支援を実施

- 2018年4月、総務部と生活福祉部の所管部署を統合・集約し、組織体制を強化

- 東京都社会福祉協議会、東京都福祉保健財団、東京都福祉人材対策推進機構を活用して、都内の高齢・児童・障害サービス分野の事業所や養成施設へのヒアリングを2018年度実施し、中長期的な施策を検討

- 検討結果を踏まえ、可能なものから事業化するとともに、新たに高齢・児童（保育）・障害の分野ごとに現場の若手職員を中心に意見交換を行う場を設け、人材の確保・定着に資する施策を検討

病院事業 【44】

- (早期の取組)
- ・ 病院現場に即した人材マネジメント方針の策定など、柔軟な業務執行に向けた人材の確保・育成を図る。
 - ・ 病院経営の専門家（コンサルタント）を活用する等病院経営マネジメント力を向上し、更なる経営改善を図る。
- (検討中の取組)
- ・ 今回の点検評価を踏まえて、都立病院の機能・役割に適した経営形態を更に検証していく。
 - ・ 都民への医療サービスの向上に資する経営の在り方の検討を進めていく。

- ・ 都立病院における経営改善の取組として、2018年度に経営戦略担当副院長を中心とする「都立病院経営改善推進PT」を設置し、病院経営に係る外部専門家（コンサルタント）を活用しながら、ベンチマーク結果の分析・改善提案を受け、各病院において経営改善の取組を継続的に実施
- ・ 2018年度中に全都立病院においてデビットカード及び電子マネーによる医療費の支払方法の導入が完了し、患者サービスの向上及び未収金対策に努めている
- ・ 2019年1月に「都立病院人材育成活用方針」を策定し、「都立病院新改革実行プラン2018」において定めた都立病院の役割を着実に果たしていくため、「組織」と「職員」双方の視点のもと、人材の確保・育成・活用に係る人材マネジメント方針を示した。
- ・ 病院のマネジメントに必要な能力を養成するため、主に部長級医師を対象に実施しているマネジメント力養成講座に2019年度から新たなコース内容を設定するとともに、研修対象者を拡大した。
- ・ 医療環境が急速に変化する中でも、行政的医療の提供や都の医療政策への貢献、さらに、持続可能な病院運営を行っていくため、都立病院及び（公財）東京都保健医療公社の病院・がん検診センターを2022年度内を目途に一体的に地方独立行政法人に移行することを示した「新たな病院運営改革ビジョン」を2020年3月に策定

中小企業 支援 【45】

- ・ 本分析を2018年度の予算要求へ反映
 - ・ 2018年6月末までに新たな施策の見直しを（公財）東京都中小企業振興公社と共に実施
- ①施策の棚卸し②新たな施策の方向性

- ①「見える化」分析による事業の見直し
- ・ 都のインキュベーション施設を2018年度1施設、2019年度2施設廃止
- ②施策の棚卸し・新たな施策の方向性
- ・ 2018年1月、中小企業の現場を熟知する（公財）東京都中小企業振興公社と検証PTを設置し、意見交換を行いながら、時代や中小企業のニーズに沿った施策を展開できるよう次年度の要求内容を精査・新規構築（～2018年度）
 - ・ 2019年度は、2019年6月に検証PTを開催し、予算要求に向けた課題検討の状況や最新動向等について意見交換を実施
 - ・ 2019年1月に策定した「東京都中小企業振興ビジョン～未来の東京を創るV戦略～」に掲げる目標達成に向け、2019年7月に開催した「東京の中小企業振興を考える有識者会議」（第8回）にて既存施策の効果検証を行い、課題を抽出
 - ・ 7月以降も引き続き、都と公社との意見交換（2回）や「東京の中小企業振興を考える有識者会議」（第9,10回）で今後の施策展開に関する議論を行いながら、次年度予算の要求内容を精査・反映。その際、終期を迎えた事業は内容を精査し、新たに構築
- (主な内容)
- ・ 中小企業の稼ぐ力の強化のため、大企業や支援機関等とも連携してネクストユニコーン創出に向けた事業を2020年度から開始
 - ・ 喫緊の課題である事業承継については、東京の稼ぐ力として活躍できるようアトツギ育成プログラムを2020年度から開始

観光産業の振興【46】

- ①外国人旅行者の誘致：東京2020大会とその先を見据えたプロモーション
- ②M I C E 誘致の推進：国際ニーズの変化に対応できる体制の整備
- ③観光資源の開発：地域の魅力の更なる向上と地域の観光力の底上げ
- ④受入環境の充実：東京2020大会に向けた取組の加速化
- 東京観光財団との役割分担の見直し：財団が現場のニーズを捉え、都に施策立案や事業改善を提案

①外国人旅行者の誘致

- 2019年4月、個人旅行化が進む市場において、旅行博出展の見直し（△5か国）を実施
- 2019年4月、現地の特性やニーズを的確に捉えたP R 活動を行う東京観光レップを12都市から16か国・都市に拡充

②M I C E 誘致の推進

- 国際会議誘致・開催資金助成を2019年度から拡充
- 観光財団職員の専門性を強化するため、2019年度から誘致支援・開催支援チームなどの機能別に編成

③観光資源の開発

- ナイトライフのイベントやP R 等を行う地域団体等の取組を支援（2019年度：8件採択）
- プロジェクションマッピングを活用した地域の旅行者誘致の取組を支援（2019年度：1件採択）

④受入環境の充実

- 多言語コールセンターサービスの対応言語を従来の英語、中国語、韓国語に加え、2019年度からフランス語及びタイ語を追加
- 宿泊施設のバリアフリー化支援を2019年度から拡充

農林水産業対策【47】

- ①農業の担い手の確保・育成：新規就農者や経営規模拡大を図る農業者の確保・育成の強化
- ②持続可能な森林整備と林業振興：森林環境譲与税等を見据えた森林循環の一層の促進
- ③水産資源の管理：水産資源管理の強化、未利用・低利用資源の活用促進
- ④都内産食材の消費拡大：都内産農水産物の付加価値向上や魅力発信の強化

①農業の担い手の確保・育成

- 都内で新たに農業への参入を希望する者に対し、2020年度の開設に向け、就農に必要な農業技術等を体系的に習得させるための研修農場の施設整備

②持続可能な森林整備と林業振興

- 建築物の外壁や外構での木材利用を進めるため、民間建築物の外構等での木材利用に対して2019年度から補助を開始
- 区市町村に交付される森林環境譲与税が都内の森林整備や多摩産材の利用促進に効果的に活用されるよう相談窓口を設置（2019年6～9月：都内区市町村を個別指導、9月：説明会開催）

③水産資源の管理

- キンメダイの生態調査を行い、禁漁区域を設定するなど水産資源の管理を推進

④都内産食材の消費拡大

- ラグビーワールドカップ2019や東京2020大会関連イベントにおける都内産食材の積極的な活用と魅力発信（ファンゾーン2019年9月～：13回、レセプション2019年7月～：4回）

雇用就業 対策 【48】

- 以下を含めた7つのテーマ及び共通テーマ（多様な主体との連携）について、分析・評価し、改革の方向性を提示
- ①女性の再就職支援や就業拡大：地域に眠る“女性の力”を引き出すため、再就職に向けた支援を充実
- ②高齢者の就業支援：“生涯現役、でいきいきと働けるよう、高齢者の新たなチャレンジを後押し
- ③テレワークの推進：“テレワークが当たり前になる社会、に向け、取組を加速化
- ④多様な主体との連携：
 - ア．区市町村と連携した人材の掘り起しとマッチング
 - イ．金融機関等との連携により効果的な企業支援へ

- ①女性の再就職支援や就業拡大
 - ・ 2019年度からしごと財団と区市町村が連携して地域で実施する「女性再就職支援セミナー」の回数を増加
- ②高齢者の就業支援
 - ・ 都内12区市が設置している「アクティブシニア就業支援センター」と連携し、2019年度から高齢者と地元企業との面接会等を開催
- ③テレワークの推進
 - ・ テレワーク導入に向けたコンサルティング（2018年5月）、トライアル導入等に要する経費の補助（2019年5月）などにより、都内企業のテレワーク導入を促進
- ④多様な主体との連携
 - ・ ア．地域の実情に応じた外国人材の活用等、モデルケースとなる事業に取り組む区市町村を2019年度から支援
 - ・ イ．企業が抱える人材確保の課題に応じたアウトリーチ型支援を行うために、金融機関や商工団体と連携（2019年4月）

既設市場の 運営・整備 【49】

- 「市場の活性化」を図るため、以下の取組を推進していく。
- ①実需者・消費者ニーズへの対応
 - ・ 品質、衛生管理の高度化、加工・パッケージ施設等の整備
- ②取引の拡大
 - ・ 情報力の活用等による取引の活性化、輸出拡大に向けた取組の強化、食育、魚食の推進
- ③各市場の特性の発揮
 - ・ 経営戦略の検討、確立、改正卸売市場法への対応

- ①実需者・消費者ニーズへの対応
 - ・ 大田市場に、青果部の物流機能を強化するために、2019年3月、重層かつ閉鎖型の加工・荷捌棟を整備。低温管理下での衛生的な青果物の加工・パッケージを行い、量販店などの多様なニーズに対応
- ②取引の拡大
 - ・ 輸出拡大に向けた取組として、2018年度から市場業者に対し、H A C C Pによる衛生管理が含まれるI S O 22000等の第三者認証の取得を支援
 - ・ 食育・魚食の推進に向け、料理講習会等を実施（2018年度5市場で計15回実施し405名参加、2019年4市場で計19回実施）
- ③各市場の特性の発揮
 - ・ 特色のある市場づくりを行うため、各市場の経営戦略を検討・確立
 - ・ 改正卸売市場法への対応として、東京都中央卸売市場条例の改正にあたり、条例改正準備会議を2018年12月から2019年7月までに4回開催。その後、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会において改正内容について原案のとおり答申
 - ・ 2019年11月に東京都卸売市場審議会に報告した後、条例改正案が都議会第4回定例会にて可決。改正条例による市場運営を通じて、取引の活性化等により産地や実需者の多様なニーズに的確に対応するとともに、公正な取引環境を確保

道路・街路整備事業 【50】

- ・ オープンハウスの実施による関係者の理解と協力の促進、民間の専門事業者を活用した相談窓口等によるきめ細やかな生活再建支援、道路事業の必要性のPRなどを通じて道路整備を推進
- ・ 都の直営業務と(公財)東京都道路整備保全公社との役割分担を明確化し、公社の優位性を最大限活かした業務に特化することで、用地取得を推進
- ・ 民間開発の誘発に資する「開通時期宣言路線」の明示や、道路上空を活用した民間開発との連携を検討

- ①道路整備の推進方策の強化
 - ・ 環状第4号線（白金台）で個別相談会を開催し、事業内容の丁寧な説明を実施
 - ・ 特定整備路線で実施の相談窓口における専門家による無料相談を引き続き活用
 - ・ 詳細な工事広報板等の掲出、用地取得箇所の暫定的な歩行者通路等としての開放を可能な限り実施
- ②職員のノウハウ継承
 - ・ 各職場におけるOJTの推進や、（公財）東京都道路整備保全公社の一層の活用について、関係部署と調整を実施
- ③業界の担い手確保
 - ・ ICT等の活用や、各種モデル工事を推進
- ④東京のポテンシャルを最大限に引き出す道路整備
 - ・ 都心部の道路整備予定区間の周辺での民間開発の動向を把握

道路管理事業 【51】

- ・ 執行体制の見直しや予防保全型管理の他施設への応用により維持管理コストを抑制
- ・ 無電柱化については、コスト縮減と体制強化により整備期間を短縮

- ①執行体制の見直し
 - ・ 道路巡回点検業務について、組織人員体制等を考慮した上で、非常勤職員の活用・民間委託の双方を活用した執行体制とする方向性等をまとめた。
- ②予防保全型管理の拡大
 - ・ 2020年度に擁壁・掘割道路、共同溝、排水管等の予防保全計画を策定し、2021年度より計画に基づき事業を実施
- ③技術イノベーション
 - ・ 2018年5月の「道路埋設物イノベーション会議」を契機とし、新技術に関する取組やコスト縮減等を、電線管理者や業界団体等との意見交換を継続的に実施
- ④面的整備
 - ・ 2018年3月に東京都無電柱化計画を策定し、他局を含めた無電柱化の面的展開について方向性等をまとめた。
 - ・ 2019年3月に東京都無電柱化計画や国の計画などを踏まえ、現行の整備計画である「東京都無電柱化推進計画」を改定し、2020年度までに無電柱化を進める道路や区市町村が行う無電柱化を促進していくための取り組みなどを明示
 - ・ 「無電柱化チャレンジ支援事業制度」では、2019年度に38区市へ支援
 - ・ 区市町村などと連絡会議を設置し、取組事例等の情報共有や意見交換
 - ・ 2019年度から、近年の頻発する自然災害の備えとして、区市町村への財政支援のうち、「防災に寄与する路線」の補助率を拡充し、10区市に対して支援
- ⑤ICTの積極的な活用
 - ・ 2019年度の山岳道路斜面定期点検（一部）にドローンを活用し、点検の実効性を確認するほか、道路空間の3次元計測については、様々な道路形態で試行計測
- ⑥占用許可の特例を活用した規制緩和
 - ・ 環状第二号線（新橋～虎ノ門間）等でオープンカフェ等の設置やイベントを実施

河川事業 【52】

- 新たな調節池の検討を前倒しして実施するとともに、調節池の流域間相互活用が可能な環七地下広域調節池の延伸を検討
- 水防災総合情報システムにおいて、スマートデバイスへの対応、多言語化、GPSの活用、雨雲情報の統合表示等を実施し、利用しやすい情報提供を検討
- 民間活力によるにぎわい誘導エリア（両国・浅草）におけるリーディングプロジェクトを推進するとともに、日本橋川など他エリアへの拡大を検討
- 砂防施設、海岸保全施設へ予防保全型管理を拡大し、持続的な防護機能の確保とコスト縮減・事業の平準化を図る。

公園・ 霊園事業 【53】

- 東京2020大会に向け、公園施設においてもトイレの洋式化や誰でもトイレの新設など、ユニバーサルデザインを推進
- 多様な生物が生息できる公園整備やかいばりなどにより豊かな都市環境を創出
- 木場公園において飲食店の設置事業者を公募する等民活手法を活用した公園の魅力向上に取り組む。
- 民活手法により新たな公園施設を導入する際には、施設周辺の園地等の維持管理を行わせるなど、維持管理コストの抑制策を検討
- 新たに指定期間中間での事業提案の検証・見直しを行うなど、民間の団体である指定管理者と連携し、より効率的、効果的な公園運営を行う。
- 区部霊園の再貸付、樹林型墓地など合葬式墓地の供給などを推進

- ①スーパー堤防整備に向けた事業協力などの促進強化
 - 隅田川小台一丁目において、国土交通省と連携し、荒川の高規格堤防整備と民間開発に合わせて2018年度に事業化
- ②調節池による水害対策の強化
 - 新たな調節池の整備について引き続き検討及び関係者協議を推進し、調整が進んだものから順次事業化
- ③より分かりやすい水防災情報の提供
 - 水防災総合情報システムの充実については、スマートデバイス対応として、水位計、雨量計等の設置個所の表示を分かりやすくするとともに、多言語化（日・英・中・韓）を行い、位置情報を活用することで利用者の現在地点周辺の情報を自動で表示できる機能を追加した。さらに利用しやすいシステムの構築に向け雨雲情報の統合表示等を検討中
- ④まちづくりと連携した魅力的な水辺空間創出
 - 2018年10月から古川（古川橋上流右岸）において、再開発事業者が実施する川沿いの歩行者空間等の整備と連携し、基盤となる都の護岸整備を実施
- ⑤民間活力によるにぎわい誘導エリア拡大
 - 両国リバーセンター事業では、2018年10月から民間事業者による複合拠点施設の整備や東京都におけるスーパー堤防の整備等を実施

- ①ユニバーサルデザインの推進
 - トイレの洋式化は、2019年度までに主要22公園124ヶ所のうち88ヶ所で実施
- ②生物多様性の保全
 - 2018年11月から2020年3月にかけて合計23池中23池でかいばりを行い、ボランティアの募集・育成等も実施
- ③新たな賑わいの創出
 - 都立木場公園多面的活用プロジェクトの公募で決定した民間事業者と2019年4月に基本協定を締結し、2020年8月の飲食店のオープンに向け各種調整を実施
 - 2018年度以降、都立の63公園（区部北部・多摩部42公園、区部南部21公園）を対象に、公園内における事業のアイデアや参入意欲などを聴取するマーケットサウンディング調査を実施
- ④維持管理コストの縮減
 - マーケットサウンディング調査において民間事業者から示された施設整備や維持管理などの提案内容について、具体的な活用方策を検討
- ⑤地域の多様なニーズへの対応
 - 江東区からの要請を受け、都市再生特別措置法に基づき、都立公園5公園（清澄庭園、木場公園、猿江恩賜公園、大島小松川公園、亀戸中央公園）へ、環境局が推進する自転車シェアリング広域相互利用に係るサイクルポート設置に協力
- ⑥多様なニーズを反映した墓所供給
 - 無縁となった疑いのある墓所約2600箇所を対象に調査し、使用者の存否を確認した結果、死亡している場合には他の親族に対し墓所を使用する意思が有るか照会のうえ改葬・整地する対象墓所を決定

臨海地域 開発 【54】

- ・ 臨海部は陸・海・空の国際的な玄関口を備え、東京2020大会レガシーの希少性を有するなど、大きなポテンシャルを秘めている。
- ・ ベイエリアの将来像の今後の検討を踏まえ、東京の未来を体現するエリアとしてさらなる飛躍を目指す。
- ・ 3つのシティを先鋭的に実現させ、東京が抱える都市問題に対する処方箋、新しい東京の都市モデルを示していく。

東京港 整備・管理 【55】

- ・ コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る事業：港湾関係事業者との更なる緊密な連携の下、大会を契機とした物流円滑化を推進する。既存コンテナふ頭の抜本的な改良・更新を実施し、東京港の施設能力を強化する。
- ・ 客船ふ頭（国際観光港湾）に係る事業：新客船ふ頭の着実な整備を進めるとともに、円滑な施設運営を実現させる。効果的なクルーズ客船誘致策を推進する。

①臨海地域開発の推進

- ・ 2019年8月公表の長期戦略策定に向けた「「未来の東京」への論点」において、ベイエリアが新たな価値を生み出し、未来を創造するエリアとして位置付け
- ・ 2019年10月に「東京ベイエリアビジョン」（仮称）の検討について、官民連携チームから庁内検討委員会に対して提案
- ・ 区部中心部からの交通アクセスを強化するため、今後、運行開始予定のBRTの受け入れや路線バスの増強を見据え、2019年9月に臨海副都心の交通拠点である東京テレポート駅・国際展示場駅の駅前広場の改修工事を完了
- ・ 「東京都臨海副都心まちづくり推進事業」により、臨海副都心に来訪する国内外の観光客等に、より快適に過ごしてもらえるまちづくりを実施

②海上公園の賑わい創出・東京2020大会の成功、自然環境保全

- ・ 魅力的な水と緑のネットワークの創出（有明親水海浜公園(仮称)整備着手等）
- ・ 晴海ふ頭公園における官民連携によるカフェ等の設置・運営事業者を公募（2019年11月）及び候補者選定（2020年3月）
- ・ 東京2020大会の競技会場等と一体的な海上公園整備（大井ふ頭中央海浜公園ほか6公園）
- ・ ラムサール条約湿地の普及啓発として、2019年9月に他自治体と連携した展示、2019年10月にシンポジウムを実施したほか、紹介動画を制作し街頭ビジョン等で放映（2020年2月以降）

①コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る取組

- ・ 日中における港湾関係車両の交通量を抑制・分散化させるための取組として、コンテナターミナルにおけるゲートオープン時間を拡大するトライアルを2019年度のGW期間、8月、年末年始に実施した他、24時間利用可能な貨物の一時保管場所(ストックヤード)の実証実験を2019年8月及び同年12月から2020年1月までの間実施
- ・ 東京2020大会時における貨物量の抑制、輸送・搬出入時間の変更を荷主へ働きかけ
- ・ 臨海部の交通混雑を緩和させることで、大会運営と円滑な港湾物流を両立させるため「東京2020大会時における東京港の取組」を2020年3月に公表
- ・ 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y2）の整備が完了し、2020年3月に供用を開始

②客船ふ頭（国際観光港湾）に係る取組

- ・ 東京国際クルーズふ頭の整備を進めるとともに、2020年3月に指定管理者を決定
- ・ 船会社の個別訪問やクルーズコンベンションへの参加（2019年4月及び10月）等により広くPRを実施し、客船の寄港数増加に向けた誘致施策を推進
- ・ 新型肺炎の感染拡大を踏まえ、今後の誘致施策について併せて検討

海岸保全施設 【56】

- ①施設の耐震・耐水対策
 - (1)都民からの事業への理解や協力の促進
 - (2)新たな整備計画の検討
- ②非常時の水防態勢
 - (1)陸こうの更なる削減と遠隔制御化の推進
 - (2)SNSやホームページ等による情報発信の充実
 - (3)都民の避難等に資する高潮特別警戒水位の 設定
- ③施設の維持管理

新工法・新技術の積極的な導入による、より一層効率的な維持管理の推進

島しょ等 港湾・ 漁港・ 空港・ 海岸 【57】

- ・ メリハリのある施設整備の推進：それぞれの島、港の特色、特徴を踏まえた整備を実施
- ・ ICTを活用した効率的な施設整備を推進：ICTや施工自動化による建設時の作業効率の向上
- ・ おもてなし強化とバリアフリーの推進：①来島者の行動段階に応じた、必要かつ的確な情報提供の実施②利用者が快適に利用できる船客待合所・空港ターミナルづくりの推進③「島の外」と「島内拠点」をスムーズにつなぐ結节点としての船客待合所・空港ターミナルの役割を強化

- ①施設の耐震・耐水対策
 - ・ 東雲北運河にて、水域利用者等の影響が最小限の施工手順を考慮した設計を実施
 - ・ 現行計画で整備が位置付けられていない堤外地におけるまちづくりの計画や進展についての調査を実施
- ②非常時の水防態勢
 - ・ 非常時の閉鎖作業の効率性や安全性を高めるため東日本大震災以降、陸こうを約4割削減（46箇所→29箇所）
 - ・ 住民へのわかりやすい情報発信等について、2019年度に海外事例調査を実施
 - ・ 学識経験者を交えた検討委員会において、避難の契機となる高潮特別警戒水位の設定について検討を進め、2020年4月に運用を開始
- ③施設の維持管理
 - ・ 無線ボートを活用した点検について、海岸施設への応用をめざして港湾施設において試行実施。費用対効果の課題解決に向けてコスト縮減等を検討
 - ・ 点検の効率化に向け、目視に代わりカメラによる画像解析等を検討する委託調査を実施

- ①メリハリのある施設整備の推進
 - ・ 来島者や島民の利便性向上に高い効果が見込まれる高速ジェット船の安定就航に向けて事業を推進（2019年度から新島若郷漁港において泊地浚渫、神津島神津島港において消波堤工事に着手）
- ②ICTを活用した効率的な施設整備を推進
 - ・ 技術資料の収集、施工業者へのヒアリングを行うとともに、離島での適用性の検討、試験施工に向けての調査を2019年度から実施
- ③おもてなし強化とバリアフリーの推進
 - ・ 乗降客の利便性・快適性を確保するため、2019年8月から三宅島三池港、2019年9月から八丈島神湊港にて日除け雨除け施設の設計を実施
 - ・ MaaSの取組の進展も見据えて、各交通事業者の発信情報を集約し、多言語で提供するポータルサイトやアプリの制作を進めている。

視察船事業 【58】

- ・ 利用者層拡大、土曜日運航拡大
- ・ スマートフォン対応、分かりやすいHP作り
- ・ 関連する他局事業と連携した視察船の有効活用
- ・ 1利用者当たりコストの縮減
- ・ 新造船の有効活用（利用の拡大、経費の縮減）

①事業運営の改善

- ・ ユース、ファミリー等への利用者層の拡大（15歳以上→土曜を含む一定期間は小学生以上、親子対象の乗船会）を実施
- ・ 土曜日運航の拡大を実施（2016年度：18週(36回)→2018年度：33週(66回))
（参考：2019年8月新東京丸廃船。4月から8月13日までの運航回数は、17週34回）
- ・ 2017年度から予約システムをスマートフォン対応
- ・ 関連する他局事業と連携した視察船の有効活用（国際会議後のアフターコンベンションや海外からの研修生向け視察等）
- ・ これらの取組により利用者数の増を達成（2016年度：12,565人→2018年度：16,252人）
（参考：2019年度4月から8月13日までの利用者数は、7,440人）

②事業経費の改善

- ・ 案内等業務委託の委託方法見直しを実施（特命随意契約→競争入札(総合評価方式)）、定期修繕等業務の精査により、経費の抑制に努める。

③新造船の有効活用

- ・ 新東京丸廃船に伴い、水上バスで視察船事業を継続
- ・ 利用の拡大については、新造船導入後の平日運航は、現状2回/日から原則3回/日の運航に変更し、企画乗船会などにより運航ルートも多様化
- ・ 経費の縮減については、各委託業務の内容を精査し、運航回数の増に伴うランニングコスト増を縮減するとともに、利用者数を増加させることにより、一人当たりコストを縮減

会計管理 事務 【59】

- ・ ①会計事務の適正化：これまでの取組から方向性の転換を図り、検査体制の見直し、業務プロセスの改善（BPR）、ICT活用による省力化・効率化を推進
- ・ ②キャッシュレス化の推進：代替手段等の対応方針を決定し、原則キャッシュレス
- ・ ③新公会計制度のミクロ面での活用を促進：新公会計制度の活用推進に向け、各局を支援し、自治体間連携を促進

①会計事務の適正化

- ・ 2019年5月に局内PTを設置し、2018年3月に策定した会計事務簡素化・電子化の骨子に則り、会計事務規則の様式の見直しによる押印決裁欄の削除等に係る財務会計システムを改修、2020年4月より運用を開始
- ・ 2020年度に財務会計システムを改修し、2021年4月より財務会計システム帳票の原則PDF化等を行う

②キャッシュレス化の推進

- ・ 収入においては、恩賜上野動物園におけるQRコード決済実証実験を2019年11月に開始したほか、他の都立施設等へのクレジットカード・電子マネー導入支援を実施
- ・ 支出においては、資金前渡の支払いにおいて2019年1月からブランドデビットカードの試行導入を開始し、導入部署における支払が原則キャッシュレス化
- ・ 東京2020大会までに、特に訪日外国人の利用が多い施設を中心に、QRコードをはじめとするキャッシュレス決済に対応

③新公会計制度のミクロ面での活用を促進

- ・ 2019年度、事業別財務諸表作成支援機能追加に係る財務会計システムの改修を実施
- ・ 各局の利便性向上のため、更なる財務会計システムの改修（管理事業の階層化など事業別財務諸表作成支援）を2020年度に実施予定

学校運営 ・支援 【60】

- 5つの支援内容(※)は相互に関連しているため、一つの組織で一体的・継続的に行われることが効果的である。
- 監理団体は有効な手法と考えられるが、引き続き他の選択肢を含め検討していく。

(※)

人材バンク機能の充実・強化
教職員研修等の企画機能の充実・強化
学校教育支援業務の充実・強化
教育委員会支援業務の充実・強化
学校事務・施設管理業務のセンター化

社会教育 ・生涯学習 【61】

- ①社会教育事業：地域住民（都民）と学校が協働する仕組みづくりを全都に定着させるための取組を進めていく。中でも、都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援する。
- ②社会教育施設：図書館は、効果的な広報を行うとともに、将来的な移転改築も視野に入れた施設とサービスの一層の充実を行っていく。ユース・プラザは、企画・実施に当たって、都から方向性のみを提示するのではなく、より具体的内容を示すようにし、企画内容に確実に反映させる。PFI事業契約に関しては、契約終了を見据えて、運営手法について検討する。
- ③文化財関連：文化財保護法の改正を含む国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施していく。

①学校に対する人的・財政的支援（2018年度→2019年度）

- スクール・サポート・スタッフの配置事業規模：400人→1,000人
- 部活動指導員の配置事業規模：中学490人→515人、高校191人→392人、特別支援学校0人→57人

②一般財団法人東京学校支援機構の設立

- 学校の働き方改革を推進し、教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、都内公立学校を多角的に支援する全国初の新たな財団法人（東京学校支援機構）を2019年7月に設立
- 東京学校支援機構においては、2020年度からの事業開始に向けて、関係団体との連携や機構職員の確保、システムや業務手順の構築などの準備を進めている。
- 東京学校支援機構は「多様な外部人材を安定的に確保する機能」、「教員サポート機能」、「学校の事務センター機能」の3つの機能を柱とした事業を展開
- 2020年度に開始予定の主な事業は以下のとおり
(1)人材バンク事業 … 多様な外部人材の情報を学校に提供
(2)学校法律相談デスク … 教員の懸案事項を弁護士等に相談できる窓口の設置
(3)都立学校施設維持管理業務 … 学校施設の維持修繕を効果的・迅速に処理

①社会教育事業

- 放課後子供教室の取組を推進するため、実施日、実施時間の拡充への支援の充実、活動プログラムの内容の更なる充実
- 区市町村が配置する統括コーディネーターについて、2019年度から都の補助割合を拡充（2年間）（国1/3・都1/3・区市1/3 → 国1/3・都2/3）
- 2019年度からユースソーシャルワーカー（主任）の配置を一部拡大（4人）
- 学校敷地内に地域の交流拠点をモデル的に設置し、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業・人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援

②社会教育施設

- 図書館の潜在利用者を対象にしたニーズ調査の結果等を踏まえ、2019年3月に調査研究ルームの座席数拡大や2019年7月に予約制レファレンスの試行といった多様な利用方法を提供するほか、年齢層に合わせたTwitterやFacebook等を活用した広報展開などを実施
- 中央図書館の将来的な移転改築も視野に入れ、2019年度にサービスと施設について検討を開始
- ユース・プラザの社会教育事業では、都政の課題に対応できるものとするため、事業者と事業のあり方及び具体的内容について協議を行い、企画内容へ反映

救急活動 【62】

- ①高齢者に重点をおいた普及啓発や更なる需要抑制策の検討（「#7119」東京消防庁救急相談センター認知率の目標値（2022年）を60％に設定）
- ②救急隊の増隊・機動的運用（2020年までに出場からの現場到着時間7分を目標とする。）
- ③救命講習の受講促進と口頭指導の実施体制の検討（公共の場における応急手当実施率を2022年に70％とすることを目標とする。）
- ④病院や関係局との連携強化

- ①高齢者に重点をおいた普及啓発や更なる需要抑制策の検討
 - 2019年8月から統一したロゴを用いた「#7119」東京消防庁救急相談センターの広報用マグネットシートを地域包括支援センター等へ配布し、ポスターを救急相談センター協力医療機関等へ配布
 - 高齢者予防救急方策として、高齢者転倒防止に関するリーフレットを都内各所で配布するとともに、救急告示医療機関において広報動画を上映
- ②救急隊の増隊・機動的運用
 - 救急隊を2018年10月に6隊・2019年10月に6隊増隊
 - 日中の救急需要が多い地域での現場到着時間の短縮のため、平日の日中のみ運用するデイトタイム救急隊を2019年5月に創設
 - 時間帯で変化する救急需要に合わせ待機場所を変更する救急機動部隊を2019年10月に拡充
 - 消防署における救急隊の機動的な運用の試行を2018年5月に町田消防署で開始するとともに、2019年5月から八王子消防署で試行開始
- ③救命講習の受講促進と口頭指導の実施体制の検討
 - 応急手当奨励制度の応急手当普及員等による救命講習自主開催を可能とする制度改正を2018年4月に実施
- ④病院や関係局との連携強化
 - 2019年5月、第2回転院搬送検証委員会の結果を踏まえて、転院搬送における救急車の適正利用を推進

消防 【63】

- ①(a)ICTを活用した立入検査等予防業務の効率的・効果的な体制構築（建物データの有効活用による立入検査の実施、立入検査専従職員の小規模雑居ビル等への集中的投入等）
- ①(b)住宅防火・日常生活事故防止対策の推進（住宅火災・日常生活事故データ等の有効活用、高齢者世帯等への防火防災診断等の推進等）
- ②現場到着時間の更なる短縮及び関係機関との情報共有体制の拡充（自動的に通報される体制の拡充、地域特性に応じた小型車両等の活用等）
- ③多種多様な災害に対応するための消防活動体制の強化（映像や災害データ等を活用した消防活動の迅速化・効率化、災害特性に応じた車両・装備等の整備等）

- ①(a)ICTを活用した立入検査等予防業務の効率的・効果的な体制構築
 - 民間事業者が保有する地図情報と当庁が保有する建物、事業所等の対象物情報とのデータ突合を行い、使用開始届出の未届の可能性のある対象物等を抽出し、2019年10月から防火安全指導等を実施
 - 2019年4月に新宿消防署機動査察隊を運用開始し、繁華街地域にある小規模雑居ビル等に対する夜間、休日等の査察体制を充実・強化し、立入検査及び命令等による違反是正を実施
- ①(b)住宅防火・日常生活事故防止対策の推進
 - 関係機関と連携し、高齢者世帯等への総合的な防火防災診断を実施
 - 日常生活事故データのオープンデータ化に向けた検証委託を実施
- ②現場到着時間の更なる短縮及び関係機関との情報共有体制の拡充
 - 感知器が煙などを感知すると自動的に119番通報ができる建物の用途・時間の制限を撤廃（自動通報等の承認に関する規程（告示）改正 2019年9月公布・2020年4月施行）
 - 事業者を介して自動的に通報する場合の利用者からの承認手続きを廃止するとともに、事業者による適正な通報等の確保のため、代理通報事業者の認定制度を創設（火災予防条例改正・代理通報事業者の認定に関する規程（告示）新設 2019年9月公布・2020年4月施行）
 - 道路狭あい地域における現場へのファーストタッチを一層迅速化するため、電動トライク等を活用するファーストエイドチームを2019年度に創設
- ③多種多様な災害に対応するための消防活動体制の強化
 - 走破性の高い車両や水陸両用のエアポート等の特殊な装備を扱い、広域的な水害発生時等に、浸水地域等にいち早く進入し、迅速な災害実態の把握及び救出活動を実施する即応対処部隊を2019年度に創設

バス、
都電、
日暮里・
舎人
ライナー
【64】

(都営バス)

- ・ 誰もが利用しやすい都営バスの実現（途切れない情報案内、更なるバリアフリー）
- ・ バス運転手の確保
 - －職業としての魅力発信・魅力向上（都営バスのイメージアップ、職場環境の改善等）
 - －バス運転手の育成体制の充実（個々の技術レベル・習熟度に合わせた、きめ細かな研修の実施）

- ・ お客様ニーズに応える店舗等の展開（情報発信の充実、外部調査委託の活用、新規店舗の設置）
- ・ 広告事業における販売方法の見直し・デジタル化の拡大（デジタル広告の拡大、既存紙媒体の販売方法の見直し、速報配信システムの導入、デジタル変換システムの活用）
- ・ グループ経営の推進
 - ①局と関連団体との役割分担の再整理・委託規模の拡大等により、関連団体を積極的に育成
 - ②局と関連団体との双方向の積極的な人材交流による、グループ一体での人材育成・技術継承

地下鉄
【65】

①誰もが利用しやすい都営バスの実現

- ・ 誰もがよりスムーズにバスを利用できるよう、バス車内や駅前広場等へのデジタルサイネージの設置拡大やフルカラー行先表示器の追加導入等を進めるなど、途切れない情報案内の提供を引き続き推進し、バスを円滑に利用できる環境を順次整備
- ・ 2018年12月に導入したフルフラットバスについては、国による標準仕様の策定、国内バスメーカーへの開発促進や財政支援の創設を国に対して要望。また、国内バスメーカーに対して開発を要請。さらに、お客様の意見等の集約・分析など、検証を実施

②職業としての魅力発信・魅力向上、バス運転手の育成体制の充実

- ・ 女性が働きやすい職場環境の充実に向けて、バス営業所等において女性職員の更衣室、トイレなどの施設の整備・拡充を推進（2019年度：2営業所、2021年度予定：1操車所）
- ・ 採用HPの充実や転職イベントへの積極的な出展等、PRの拡充を図っている
- ・ 2019年度に採用者のレベルに応じた養成研修コースを4段階に細分化し、バス運転手（新規採用職員）の育成体制を充実

①お客様ニーズに応える店舗の展開

- ・ 2018年10月にHPの案内で駅構内の店舗やサービス機器の業態別設置一覧をまとめ、駅ごとに設置場所を記載した案内図を掲載するなど、よりわかりやすくリニューアル
- ・ 2019年度に構内営業の展開に活用するため、店舗等のスペース創出やジャンルに関する提案、流動調査等に関する業務委託を実施
- ・ 駅の大規模改修工事に合わせて、駅施設のレイアウトを見直すことで、2019年度に日比谷駅で1店舗、神保町駅に4店舗を新設

②広告事業における販売方法の見直し・デジタル化の拡大

- ・ 幅広い広告主ニーズに応えるため、様々な情報と連動し、状況に応じて配信内容を変える速報配信システムを導入し、2018年6月及び2019年10月に販売を試行
- ・ 動画配信機能を備えた車内液晶モニターを浅草線、新宿線、大江戸線の一部の車両に導入済み
- ・ 2019年度から新宿線で地下鉄車内広告と駅広告の複数媒体で展開するメディアミックスキャンペーンを開始

③グループ経営の推進

- ・ 局と関連団体における役割分担の再整理を進め、2018年度から政策連携団体（東京交通サービス株式会社）へ電気設備工事に係る工事監理業務の委託を開始するなど委託の範囲を拡大

発電 【66】

- ・ 直営継続、コンセッション方式の導入、民間譲渡について、今後民間事業者との予備的対話（サウンディング）を進めながら検討を深度化し、更新計画策定後に望ましい方向性を比較検討していく。

- ・ 2018年度に今後の経営の方向性について検討の深度化を図るため、公募による事業者説明会を実施する等の取組を進めた。事業者説明会には17社が参加し、事業者の意見から水力発電由来の再エネ価値の高まりが注目されていることが確認できた。一方で、コンセッション方式を導入する場合、発電用の使用水量は、水道局の水運用等を踏まえて決定する必要があるなど、水運用の制約が大きいことによる収益性向上への懸念が示された。また、現状赤字である事業を民間へ譲渡することに、都民からの理解を得られるか疑問視する声もあった。
- ・ これまで蓄積した健全度調査の結果を整理したうえで、2019年3月に多摩川第一発電所の更新計画を策定し、多摩川第三発電所の更新計画策定に向けた調査も開始
- ・ 2018年度に実施した事業者説明会の結果や、国や他県の動向等を踏まえ、2019年度は民間事業者との予備的対話を行うなど、着実に検討の深度化を進めた。
- ・ 今後は、これまでに実施した民間事業者への予備的対話等も踏まえ、経営の方向性について更に検討を進め、2020年代半ばまでに経営の方向性を示していく。

水道 【67】

- ・ 長期的な財政状況を見据え計画的に施設整備：予防保全型管理による施設の長寿命化・更新の平準化、供用年数を踏まえた管路更新の計画的な実施、水道施設の耐震化や浸水対策など災害対策 等
- ・ 新技術の活用と経営の効率化：スマートメータ・A I などICTの導入、経営基盤の強化（幅広く官民連携の手法を検討、監理団体の統合）、長期的な視点に立った業務運営体制の検討 等
- ・ 東京水道グループの総合力強化：経営基盤の強化（監理団体の統合・人材交流によるマンパワーの強化）、国内水道事業体への貢献 等
- ・ 2040年を視野に入れたおおむね20年間の事業運営について検討の上、長期の事業運営方針を策定
- ・ コンプライアンス有識者委員会により、外部の視点から東京水道グループ全体の事業運営を検証し、組織のあり方も含め、東京水道グループ全体のコンプライアンスを強化

- ・ 計画的な施設整備を進めるため、大規模浄水場の更新期間を見直すとともに、管路更新の優先順位の明確化を図るなど、方向性を整理
- ・ 新技術の活用を図るため、2019年3月に横浜市及び大阪市と連携し、水道 I C T 情報連絡会を設置。さらに、2019年7月に水道料金の支払へスマートフォンアプリ等によるキャッシュレス決裁を導入
- ・ 東京水道の基幹的業務を担う政策連携団体 2 団体を統合し、水道業務を包括的に担うことができる体制を構築するとともに、現場業務は政策連携団体への業務移転を積極的に推進するという方向性を整理
- ・ 上記取組を始めとした長期的視点に立った事業の方向性を検討するため、運営戦略検討会議を開催し、外部の幅広い見地から意見・助言を得た
- ・ 東京水道グループ全体のコンプライアンスを強化するため、コンプライアンス有識者委員会を開催し、東京水道グループ全体の事業運営に対して、外部の幅広い見地から意見・助言を得た
- ・ これまでの運営戦略検討会議やコンプライアンス有識者委員会における議論及び都策定の「未来の東京」戦略ビジョンを踏まえ、2040年代を視野に入れたおおむね20年間の事業運営を検討し、パブリックコメントを経て、2020年 1 月に長期の事業運営方針（素案）を公表
- ・ 長期の事業運営方針の下、状況変化に合わせ必要な見直しや改善を行い、5 年程度の中期経営計画をローリングし、事業を着実に推進

工業用水道 【68】

- 需要は、今後も減少の見通し
- 事業開始から50年以上が経過し、施設の延命化による対策は限界
- 事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、関係局で検討を進める。

- 2018年6月に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」による報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は廃止すべきであり、廃止に当たっては、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、十分な支援策を講じるべきとされた
- こうした提言も踏まえ、事業廃止に向けた動きを進めることとし、2018年7月から利用者を個別訪問して、支援策について意見等を聴取
- これらの意見等も考慮し、2018年第三回都議会定例会で「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」を提案、可決され、2022年度末をもって事業の廃止を決定
- 利用者支援を実施していくに当たり、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、2019年3月に「工業用水道事業の廃止及び支援計画」を策定
- 2019年度は、利用者からの意見を踏まえ、工業用水道から上水道への切替工事や料金差額補填等を実施するとともに、利用者から寄せられた施工時期や施工方法等に関する様々な要望について局内及び関係各局で共有し、その対応策を検討
- 事業廃止に係るコストについても、浄水場跡地の活用や、配水管の他用途への転用など、可能な限り資産を有効活用し、縮減を図る

下水道事業 【69】

(さらなる企業努力)

- 建設から維持管理までのトータルコストを縮減
- 資産の有効活用

(新たな視点での見直し)

- 生産性を上げる運営手法の検討
施設ごとに包括委託やコンセッションなどの新たな運営手法を検討

(さらなる企業努力)

- これまで、省エネルギー型の機器の導入などによる建設から維持管理までのトータルコストの縮減や、芝浦水再生センター上部の民間事業者への貸付による資産の有効活用により収入を確保
- 今後は、引き続き、コスト縮減を進める技術の採用に努めるとともに、資産の有効活用により積極的に収入を確保
併せて、下水道サービスの更なる向上を目指し、AI/ICTの活用について検討を実施

(新たな視点での見直し)

- 下水道局と政策連携団体（東京都下水道サービス株式会社：TGS）との役割分担の見直しと併せて、包括委託やコンセッションなどの施設運営手法について、安定性・経済性の確保や、技術力の維持向上といった視点から、幅広く検討（検討期間：2018～2020年度）
- これまで、施設運営手法に関する国内外及び他事業の文献調査・現地調査、豪雨時や災害時等のリスクなどの分析・評価等を実施
- 今後は、これまでの調査の結果を踏まえ、東京にふさわしい下水道施設運営手法の具体化に向けた検討を実施

職員の 採用試験 ・選考 【70】

- ・見える化分析を踏まえ、受験者がより挑戦しやすいよう、Ⅰ類B（新方式）の試験内容及び方法の見直し等を実施していく。
- ・試験内容の見直し：新方式（行政）の教養試験について、内容や解答数等を見直し
- ・試験方法の見直し：新方式（土木・建築）におけるフィールドワークの実施方法等を改善
- ・Ⅰ類AやⅠ類B（一般方式）など他の試験も含めた全体として最適な採用試験・選考のあり方について、人事委員会として中長期的な視点に立って検証を行い、将来の都政を担う有為な人材を確保していく。

- ・2019年度実施のⅠ類B（新方式）について、以下のとおり改革の取組を実施
 - ・行政の教養試験について、多様な人材のチャレンジを促進するため、受験者の準備の負担を軽減できるよう内容や解答数等を見直し
 - ・土木・建築におけるフィールドワークについて、技術職員としての視点に立った議論を充実するとともに受験者の負担軽減を考慮し、実施方法を改善
 - ・プレゼンテーション・シートについて、都の実務の状況に即し、求められる力をより適切に検証できるよう見直し

監査 【71】

- ・次の3つの方向性に基づく取組を着実に実施し、更なる監査品質の向上に努めていく。
- ・①監査内容の深化：リスクの重要度を踏まえた、より質の高い監査の実施（ICTを活用した「大量データ分析型」監査の検討など、重点的・局横断的な監査の実施、各種監査の有機的連携の促進）
- ・②組織力の強化：事務局が組織をあげて、計画的・一体的に監査を実施できる体制の確立（局内の総合調整機能の強化、ICT活用等による局内の情報共・業務連携の強化、高度専門人材の育成）
- ・③情報発信の拡充：社会動向や都民・職員ニーズを踏まえた情報発信（多様な広報媒体を活用し監査情報を分かりやすく発信、監査事例やポイントを庁内へフィードバックし各局の業務改善を促進）

①監査内容の深化

- ・大量データ処理・分析型監査の導入に向け、データ分析ツール（ACL Analytics）により、財務諸表の監査手続における一括・自動処理プログラム及び各監査種別用のデータ分析プログラムを作成（2020年3月）
- ・監査の各段階において、事務及び技術部門間の情報共有を一層進め、計画的・一体的な監査の実施に向け連携を強化
- ・インドネシア会計検査院や国内大手企業を訪問し、ICTを活用した先進的な監査事例を調査（2019年9月）

②組織力の強化

- ・区市町村と合同で監査事例発表会を開催（2018年度44区市町村・2019年度42区市町村参加）し、職員の専門知識を向上させるとともに、班長・チーフ研修を新たに実施し、中核職員を養成
- ・モバイルルーターの活用により、実地監査におけるモバイルワークを推進し、場所や時間にとらわれない即時の情報共有・打合せを実施

③情報発信の拡充

- ・SNS、メールマガジン、東京動画、監査情報連絡会等を活用し、監査委員の情報や監査事例などを庁内外に積極的に発信
- ・工事の内容や事務の流れ等について図や表を活用し、わかりやすい監査報告書・審査意見書を作成

事項

取組の概要

1. 情報公開

(1) 情報公開の推進

〈改革の方向性〉

- ・ 情報公開を推進し、都政の透明性をより一層高めるため、公文書の開示手数料の額を改定し、都民の負担を軽減するとともに、情報公開における情報通信の技術の積極的な活用を推進する。

〈これまでの取組成果〉

東京都情報公開条例の見直し

- ・ 2017年7月に公文書の開示手数料の額を改定し、都民の負担を軽減
- ・ 2017年10月にICT技術を積極的に活用し、公文書情報の電子データを無料提供するサービスを開始
- ・ 2019年7月に都民ニーズの高い公文書情報をwebで簡単に検索・取得できる「公文書情報公開システム」の運用を開始
→新システム活用による、各局の積極的な公文書データの公開

ホームページの見直し

- ・ 都民への一層の発信力の向上を図るため、HPにおける提供情報の内容を充実し、利便性を向上させるとともに、HPの機能やデザインを統一
- ・ 2016年10月に都庁総合HPに「情報公開ポータルサイト」を開設し、全局が局独自の「情報公開ポータルサイト」も開設
- ・ 2017年12月策定の「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」に基づき、各局がHPを改修し、全局で改修が完了

公金支出情報及び補助金の支出状況等の公開

- ・ 情報公開の取組の一環として、都政を「見える化」し、「都民ファースト」の都政を実現するため、都の全庁の公金支出情報及び補助金の支出状況等の積極的な情報公開を推進
- ・ 2017年9月から公開開始（公金は一般・特別会計等全27会計の公金支出情報を一件ごとに公開。補助金は所管局等で全て公開）

(2) 適正な公文書管理

〈改革の方向性〉

- ・ 新たに顕在化した文書管理上の課題に速やかに対応するため、東京都文書管理規則等を改正するとともに、東京都情報公開条例と車の両輪を成すものとして、「東京都公文書の管理に関する条例」を制定し、情報公開の基盤となる適正な公文書管理を推進する。

〈これまでの取組成果〉

- ・ 2017年1月に東京都文書管理規則改正（意思決定過程の記録化等）
- ・ 2017年7月に東京都公文書の管理に関する条例を制定
- ・ 2018年7月に2017年度の公文書管理状況をHPに公表（毎年公表）
- ・ 2019年10月に条例を改正し、第三者機関である「東京都公文書管理委員会」を設置

〈今後の方向性〉

- ・ 条例によって新たに導入した公文書のルール の定着と職員への浸透
- ・ 公文書管理状況の点検・報告制度等の活用
- ・ 電子決定を促す環境整備

2. 政策評価

〈改革の方向性〉

- 各局等が実施する政策・施策等を自ら検証して改善を図る仕組みを構築し、PDCAサイクルを徹底させていく。

〈これまでの取組成果〉

- 2019年度に各局が1ユニットを対象に政策評価に取り組み、成果指標・目標の設定まで終了
- 2019年度の取組状況も踏まえ、2020年度に向けて制度をブラッシュアップ

〈今後の方向性〉

- CSの向上に向けて、環境やニーズの変化を踏まえ、年度途中でも施策を見直し・改善する迅速な政策展開につながる仕組みを検討

3. 内部統制

〈改革の方向性〉

- 改正地方自治法に基づく内部統制に係る準備を進め、着実に取組を推進する。

〈これまでの取組成果〉

- 総務省が公表したガイドラインを参照しつつ、長の担任する事務に係る内部統制に関する基本的な方針や実施要綱を整備し、2020年4月から運用を開始

〈今後の方向性〉

- 毎年度、内部統制評価報告書を作成し、都議会へ提出・公表（2021年度以降）

4. 入札契約制度 改革

〈改革の方向性〉

- 都民の視点に立って、より多くの入札参加者を確保し、適正な競争により契約締結される制度に再構築する。
- また、入札の透明性・公正性を高めるため、入札契約に関する情報公開を徹底する。

〈これまでの取組成果〉

- 2017年6月から実施した試行（予定価格の事後公表、JV結成義務の撤廃、1者入札の中止、低入調査の適用範囲拡大）を経て、2018年6月から本格実施を開始（なお、試行実施事項のうち、1者入札の中止は実施しない）
- 2017年8月から入札監視委員会の委員を増員し、審議対象・件数拡大など監視機能を強化
- 本格実施後において、「応札者1者かつ落札率99%以上」の案件数が減少し、また、入札参加者を着実に確保するなど、適正な競争による契約締結に効果を上げている。

〈改革の方向性〉

- IoTやAIなどのICT（情報通信技術）を政策実現のツールとして活用していくことはもとより、「しごと改革」におけるデジタルしごと改革等の推進とともに、行政手続などにおける都民・事業者の利便性の向上を図り、都庁全体のデジタル化を加速させていく。

〈これまでの取組成果〉

- 「ICT先進都市・東京のあり方懇談会」の提言を踏まえ（2017年5月）、同年12月、「東京都ICT戦略」を策定・公表
- 各局等事業へのICT導入・利活用を推進するとともに、都有施設などを活用した実証フィールド提供（都営地下鉄施設内における案内・警備ロボット実証実験（実施期間：2018年12月～2019年2月）等）を通して民間におけるICT活用を後押し
- 行政手続について、2016年度までに90件をオンライン化しているが、2017年度にオンライン化されていない全行政手続（約2,700件）について棚卸しを実施し、オンライン化阻害要因を抽出した。これを受けて、2018年5月に「電子申請の利用促進に向けた取組方針」を改正し、行政手続の原則オンライン化を計画的に推進しており、2018年度に131件をオンライン化
- オープンデータについて、東京都及び都内区市町村のオープンデータを横断的に検索・取得できる「東京都オープンデータカタログサイト」を2017年3月に開設し、2019年度末時点で、約5.1万件のデータ（既存データ1.6万件）を公開。また、利活用イベントとして、アイデアソンやアプリコンテストを区市町村とも連携しながら実施

〈今後の方向性〉

- 行政手続のデジタル化について、原則として特に規模の大きい169手続（年間受付件数が概ね1,000件以上の手続）を対象として、2020年度から集中的に取り組む。
- 時代の変化に柔軟に対応しつつ、更なるICT化施策を進めていく。

〈改革の方向性〉

- 山積する行政課題の解決はもとより、都財政の安定や将来の都市づくり等を見据え、民間の知恵などを生かしながら、保有するアセット（不動産等）の中長期的・戦略的な有効活用を図っていく。

〈これまでの取組成果〉

- 2019年1月、特定の施策に限らず、幅広く活用可能性のある未利用地の情報を集約し、庁内での見える化を実施（2020年2月更新）
- 2019年3月、都有地情報の地図表示機能をWEB上に構築し、都有地活用推進本部の取組とも連携（随時更新）
- 未利用地の有効活用を推進する全庁的なマネジメント体制として、2019年1月、新たに設置した「財産利活用プロジェクトチーム」を活用し未利用地情報や利活用方を共有（2020年2月第2回開催）
- 調査委託を実施し、民間のアイデアなども活用した新たな利活用手法を整理し、2020年2月、庁内で共有

〈今後の方向性〉

- 中長期的・戦略的な財産利活用に向けて、官民連携の取組などを一層推進

5. ICTの戦略的な活用

6. アセットの有効活用

〈改革の方向性〉

- ・ 東京ひいては日本全体の成長につながる施策の展開など、都政に課せられた使命を確実に果たしていくため、施策展開の基盤となる財政対応力を一層強化していく。

〈これまでの取組成果〉

予算編成プロセスの見直し

- ・ 2017年度予算編成から、各種団体や区市町村から、知事が直接意見・要望を伺う機会を設定するとともに、都議会各会派からの予算要望を公開（いわゆる政党復活予算の仕組みは廃止）
- ・ 2018年度予算編成から、「都民・職員による事業提案制度」を導入
都民：255件の事業提案のうち9事業（8.5億円）を反映
職員：164件の事業提案のうち15事業を反映
- ・ 2019年度予算編成から、「大学研究者による事業提案制度」を導入
研究者：109件の事業提案のうち、7事業（1.7億円）を反映
- ・ 2020年度予算編成では、広報活動を積極的に実施した結果、前年度比2倍以上の投票件数を確保

事業評価の推進

- ・ 2017年度予算編成から、すべての事業に終期を設定し、終期が到来したものについては事業評価による事後検証を行うシステムを導入
→見直し・再構築の574件で約720億円の財源を確保し、382件の新規事業立ち上げに繋がった。
- ・ 2018年度予算編成から、客観的事実により事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を実施
→見直し・再構築の676件で約870億円の財源を確保し、407件の新規事業立ち上げに繋がった。（公表件数は1086件）
- ・ 2019年度予算編成から、コスト・ベネフィットの視点を踏まえた評価を実施
→見直し・再構築の837件で約900億円の財源を確保し、411件の新規事業立ち上げに繋がった。（公表件数は1208件）
- ・ 2020年度予算編成から、ICTを活用して新たな事業展開を図るものを対象に、費用対効果に加え、技術の到達水準を踏まえた効果の実現可能性等を検証するICT関係評価を実施
→見直し・再構築の884件で約1030億円の財源を確保し、420件の新規事業立ち上げに繋がった。（公表件数は1266件）

予算関係資料の充実

- ・ わかりやすさ向上の観点等から予算案発表時に都民向け冊子を作成

7. 財政マネジメント

事項

8. 組織・人材マネジメント

(1)組織定数

(2)退職管理

(3)人材育成

取組の概要

〈改革の方向性〉

- 東京のあるべき姿を見据えて、都が行うべき施策を着実に推進するため、最も効率的かつ効果的な執行体制を構築していく。

〈これまでの取組成果〉

- 喫緊課題等に機動的に対応するため、2019年度に戦略政策情報推進本部及び住宅政策本部を設置

〈改革の方向性〉

- 退職者の再就職について、これまで必要な取組を行ってきたが、都民目線で改めて現状分析・検証を行い、必要な制度の見直し等を検討する。

〈これまでの取組成果〉

- 政策連携団体常勤役員に占める都関係者割合を2割程度削減(2020年度まで)
- 再就職情報の公表対象者に勤続20年以上の一般職員を追加し、東京都職員の退職管理に関する条例を2017年12月に改正（2018年4月施行）
- 政策連携団体への再就職について、政策連携団体改革の動向を踏まえつつ、都職員派遣の活用、都関係者が就く役員ポストの見直しを実施

〈改革の方向性〉

- 限られた職員の育成のための人事交流から、組織全体の活性化を促進するための人事交流へと目的を転換し、職員の国際力や専門力の向上、組織的なネットワークの構築等を図るため、若手をはじめ多くの職員に派遣機会を付与するとともに、外部人材を積極的に受け入れるなど、国内外の人事交流を大幅に拡大する。

〈これまでの取組成果〉

目標	実績																										
<table><tr><th></th><th>目標（2017年度比）</th></tr><tr><td>国内外の他団体</td><td>2020年度までに20名増 ⇒最終目標：75名増</td></tr><tr><td>民間・外国人材の都庁組織への受入</td><td>2020年度までに35名増 ⇒最終目標：50名増</td></tr></table>		目標（2017年度比）	国内外の他団体	2020年度までに20名増 ⇒最終目標：75名増	民間・外国人材の都庁組織への受入	2020年度までに35名増 ⇒最終目標：50名増	<table><tr><th></th><th>2017年度</th><th>2018年度</th><th>2019年度</th></tr><tr><td>民間派遣</td><td>16名</td><td>15名</td><td>15名</td></tr><tr><td>民間受入</td><td>37名</td><td>36名</td><td>43名</td></tr><tr><td>海外留学・赴任</td><td>25名</td><td>39名</td><td>33名</td></tr><tr><td>海外受入</td><td>5名</td><td>2名</td><td>5名</td></tr></table>		2017年度	2018年度	2019年度	民間派遣	16名	15名	15名	民間受入	37名	36名	43名	海外留学・赴任	25名	39名	33名	海外受入	5名	2名	5名
	目標（2017年度比）																										
国内外の他団体	2020年度までに20名増 ⇒最終目標：75名増																										
民間・外国人材の都庁組織への受入	2020年度までに35名増 ⇒最終目標：50名増																										
	2017年度	2018年度	2019年度																								
民間派遣	16名	15名	15名																								
民間受入	37名	36名	43名																								
海外留学・赴任	25名	39名	33名																								
海外受入	5名	2名	5名																								

- 人事交流の全庁的方針「東京都人事交流指針」を策定(2018年7月)し、各局で交流計画を作成
- 都へ派遣を希望する企業を公募する仕組みを導入(2018年10月)
- 海外との交流は、研修先を選択できる制度やCIR(国際交流員)の受入を実施
- 2019年度は国際競争力強化プロジェクトで474名を海外に派遣

〈今後の方向性〉

- 民間交流は、規模の拡大とともに、幅広い業種と交流促進
- 職員派遣は、派遣後に派遣先で得た知見等を有効活用

9. 政策企画マネジメント

(1) 局横断的な戦略政策課題（成長戦略）への対応

〈改革の方向性〉

- 現状の事業執行体制では対応が不十分となる戦略的な政策課題について、各課題の解決に対して責任を持つ部局を設定し、迅速な施策の具体化・展開を図るため、執行体制を整備していく。

〈これまでの取組成果〉

- 2018年度は、8つの戦略的政策課題（①都立公園大改革、②結婚支援、③高齢者の活躍促進、④国際金融都市の推進、⑤特区制度の活用による東京の活性化、⑥ICTを活用した都庁の仕事改革・IT化、⑦都内の空き家・老朽化マンション対策と多摩ニュータウンの再生、⑧東京2020大会レガシーとしてのバリアフリー化）についてPTを立ち上げ、課題毎の筆頭局が関連局をとりまとめ、課題解決に向けて施策を推進
- 2019年度は、3つの戦略政策課題（「都市力強化」「人と人をつなぐ」「稼ぐ東京」）について幅広い視点から施策を検討し、長期戦略ビジョンに反映させるとともに、翌年度の取組を具体化

〈改革の方向性〉

- メディアの特性や訴求先などに合わせ、戦略的な報道発表を実施していく。
- 案件の性質に合わせ、分かりやすい効果的な報道発表を実施していく、
- 都庁全体のパブリシティ能力の向上させていく。

(2) 報道

〈これまでの取組成果〉

- 各局広報担当向け研修に2018年度実施の各局アンケートでの要望を盛り込み、研修効果を向上
災害時における報道・広報について、関係各局が参画するPTにより、組織横断的な検討を行い、HP掲載やツイッター発信など迅速な情報発信が可能な体制等を構築
- 各局ニーズに適した研修等を実施し、都庁全体のパブリシティ能力を向上

〈改革の方向性〉

- 国際業務に関する知見の共有や各局等の国際業務を支援する仕組みの充実など、各局等への支援機能を強化していく。
- 外務部のネットワークを活用し、都庁全体で、国際業務を担える人材の育成を支援していく。

(3) 都市外交

〈これまでの取組成果〉

- 各局職員の国際会議への参加支援を拡大し、都の施策発信、海外都市との交流にも資する、専門講師による英語プレゼンテーション指導など多様な研修指導の導入等、支援内容を拡充
- 各局の国際業務推進及び国際人材育成のため、姉妹友好都市等との職員相互派遣の対象都市の拡大

事項	取組の概要
10.官民連携 官民分担	〈改革の方向性〉 - 事業の実施や施設の運営等に当たり、官民連携の多様な手法の活用を検討するなど、民間と幅広く連携していく。 〈これまでの取組成果〉 - A I 活用や R P A による作業自動化について、2018年度に民間事業者とパートナーシップを結び、共同実証実験を実施 - PFI等の従来の手法に加え、都立公園の多面的な活用推進等に向けたマーケット・サウンディング調査など新たな官民連携の取組を実施 - 有明アリーナの管理運営についてコンセッション方式に関する公共施設等運営権実施契約を締結（2019年7月） 〈今後の方向性〉 - 官民連携／官民分担は今後もあらゆる手法・スキームを検討し、民間との幅広い連携をより一層促進
11.政策連携 団体改革 (1)政策連携団体 による改革	〈改革の方向性〉 - 全団体が経営改革プランを策定し、団体による取組を”経営改革”のレベルに引き上げることで、都庁グループの一員として、経営基盤の強化に向けた自律的改革の促進を図る。 〈これまでの取組成果〉 2020年度までに重点的に進める経営改革の取組を示す中期計画として経営改革プランを策定（2018年6月）し、進捗状況を確認した上で、毎年度、目標や年次計画等の見直しを実施 〈今後の方向性〉 - 経営改革プランの進捗管理を通じて、各団体の経営基盤を強化
(2)所管局による 改革	〈改革の方向性〉 - 今後の団体活用の考え方等を取りまとめる活用戦略の策定等を通じて、団体を所管する局等による改革の推進を図る。 〈これまでの取組成果〉 - 事業等の再編などを含め、団体の在り方について「統廃合」、「新設」、「機能強化」の観点から見直しを実施 - 団体の今後の役割や担うべき業務領域を再整理し、「東京都政策連携団体活用戦略」を策定（2019年5月） 〈今後の方向性〉 - 活用戦略に基づき団体を育成・活用し、都庁グループの機能強化と政策推進力を向上
(3)総務局による 改革	〈改革の方向性〉 - 都による団体への関与の在り方について、従来の全団体一律の関与手法から、メリハリのある関与手法への見直しや役職員構成の見直し等を通じて、都庁グループ全体の執行体制の強化を図る。 〈これまでの取組成果〉 - 役員候補者の公募等に関するガイドライン策定（2018年4月） - 新たな都職員派遣方針策定（2018年7月） - 都が関与すべき団体を、現在の都政との関係性に重きを置いて再整理し、一定の基準を満たす団体を「事業協力団体」、その中でも特に都政との関連性が高い団体を「東京都政策連携団体」と定義し、指定（2019年4月） 〈今後の方向性〉 - 団体の機能・特性に応じた指導・監督への見直し

事項	取組の概要
自律改革	〈改革の方向性〉 「都民ファースト」「情報公開」「賢い支出（ワイズ・スペンディング）」の3原則に照らし、現行の政策、施策、事務事業、組織、予算、仕事のやり方等を各局が自律的に見直す。 〈これまでの取組成果〉 2016年度からの2019年度までの累計で、合計855件の取組を実施 - 各局の取組状況を、情報公開ポータルサイトで公開 - これまでの取組状況をまとめた「自律改革事例集」を作成 - 各局等の都民利用施設についても、利用者目線で総合的に点検・評価し、必要な改善とサービス品質の向上を通じて、施設の魅力を向上 - 若手職員の意見を施策形成・業務運営に反映させる取組が定着